

農林漁業の6次産業化の推進に関する
政策評価書
(要 旨)

平成31年3月

総務省

目 次

第1	評価の対象とした政策等	1
1	評価の対象とした政策	1
2	評価を担当した部局及びこれを実施した時期	3
3	評価の観点	3
4	政策効果の把握の手法	4
5	調査対象機関等	5
6	学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	6
7	政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	6
第2	政策の概要	7
1	政策の背景	7
2	6次産業化の推進に関する政府目標	7
3	6次産業化の推進に関連する施策・事業、予算額等	7
第3	政策効果の把握の結果	10
1	農林漁業の6次産業化の推進状況	10
2	6次産業化に取り組む事業者における課題等	13
3	6次産業化事業から撤退した事業者及び実施したことがない事業者の状況	14
4	6次産業化の取組に対する法律に基づく制度的な支援の状況	15
(1)	6次産業化に係る各種法律に基づく制度的支援	15
(2)	六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の状況	16
(3)	A-FIVE法に基づく出資案件等の状況	20
(4)	農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の状況	24
5	補助金、助言等による支援の状況	27
(1)	補助金・交付金等による支援の状況	28
(2)	助言による支援の状況	29
(3)	地域ぐるみの6次産業化の取組等の状況	31
第4	評価の結果及び勧告	32
1	評価の結果	32
2	勧告	43

第1 評価の対象とした政策等

1 評価の対象とした政策

本政策評価において、評価の対象とした政策は、以下のとおりである。

- ① 6次産業化に係る政府目標は、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日閣議決定）、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、30年11月27日最終改訂）、「未来投資戦略2017-Society 5.0の実現に向けた改革-」（平成29年6月9日閣議決定）等において、「6次産業化の市場規模を2020年度に10兆円とする」と設定されている。

当該政府目標の進捗状況については、「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）の策定に当たって今後成長が期待できる6次産業化の分野として整理された「加工・直売」、「輸出」、「都市と農山漁村の交流」、「医福食農連携」、「地産地消」、「ICT活用・流通」及び「バイオマス・再生可能エネルギー」の7分野に係る市場規模合計の実績値を評価の対象とすることとした。

- ② 6次産業化の取組については、「一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す」(注1)取組とされていることを踏まえ、図表1-①のとおり、農林漁業者が主体となった当該取組の推進や支援等を目的とする、i) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）、ii) 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成24年法律第83号。以下「A-FIVE法」という。）及びiii) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）に基づく施策・事業(注2)等を主な評価の対象とすることとした。

(注1) 六次産業化・地産地消法前文による。

(注2) 農林水産省が「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）に基づき作成した平成27年度から30年度までの事前分析表により、以下の①及び②の双方の目標値に関連付けられている事務事業を主な対象としたものである。

① 政府目標である「6次産業化の市場規模を2020年度に10兆円とする」との目標値

② ①のうち、農林漁業者が主体となった6次産業化の取組である加工・直売の市場規模を把握するために設定された目標値（3.2兆円）

図表1-① 評価の対象とした法律の概要

【六次産業化・地産地消法】

この法律は、農林水産物等及び農山漁村に存在する資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策等を推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化等を図ること等を目的としている。

当該目的を実現するため、i) 農林水産大臣が、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進の意義及び基本的な方向等を内容とする基本方針を定めること、ii) 農林漁業者等が、農林

漁業経営の改善を図るため、自らの生産に係る農林水産物等を用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓や新たな販売方式の導入等を行うことにより農林漁業及び関連事業の総合化を行う事業（以下「総合化事業」という。）に関する計画（以下「総合化事業計画」という。）を作成し、農林水産大臣から当該総合化事業計画が適当である旨の認定を受けることができること、iii) 総合化事業計画の認定を受けた事業者（以下「認定総合化事業者」という。）が、当該計画に基づく総合化事業の実施に当たって融資の特例等の各種支援措置を活用することができること等が定められている。

【A-FIVE 法】

この法律では、株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「A-FIVE」という。）は、我が国の農林漁業が農林漁業者の所得を確保し、農山漁村において雇用機会を創出することができる成長産業となるようにするため、農林漁業者が主体となった国内外における新たな事業分野を開拓する事業活動(注1)等に対して資金供給その他の支援を行うことを目的とする株式会社であるとされている。

具体的には、A-FIVE は、平成 25 年に 300 億円の政府出資及び 18 億円の民間出資を受け(注2)、農林水産大臣の認可を経て設立され、前述の事業活動等に対し、政府出資、民間出資により組成された A-FIVE が運営する「農林漁業成長産業化ファンド」を通じて出融資（直接出資及びサブファンド(注3)）を通じた間接出資並びに資本性劣後ローン(注4)の提供）による資金供給や経営支援等を行っている。

(注1) 農林水産物、農林漁業の生産活動又は農山漁村の特色を生かしつつ、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓、新たな販売の方式の導入若しくは販売の方式の改善、新役務の開発、提供若しくは需要の開拓又は農山漁村における再生可能エネルギーの開発、供給若しくは需要の開拓を行い、国内外における新たな事業分野を開拓する事業活動のことをいう。

(注2) A-FIVE への出資額は、平成 25 年の設立当初のものである。

(注3) A-FIVE 法第 21 条第 1 項第 2 号に規定される支援対象事業活動支援団体であり、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）に基づき、A-FIVE、民間事業者等の出資により投資事業有限責任組合として設立される。当該投資事業有限責任組合は、A-FIVE の同意を得て支援対象となる事業者への出資等を行う。

(注4) 金融機関が財務状況を判断するに当たって、負債ではなく、資本とみなすことができる借入金であり、i) 無担保、無保証、ii) 金利は業績連動、iii) 出資期間に合わせた一括償還という特徴がある。

【農商工等連携促進法】

この法律は、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るため、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携して行う事業であって、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行う事業（以下「農商工等連携事業」という。）の促進を図ること等を目的としている。

当該目的を実現するため、i) 農林水産大臣、経済産業大臣等の主務大臣が、農商工等連携事業の促進の意義及び基本的な方向等を内容とする基本方針を定めること、ii) 農商工等連携事業を実施しようとする農林漁業者及び中小企業者は、共同して農商工等連携事業に関する計画（以下「農商工等連携事業計画」という。）を作成し、農林水産大臣、経済産業大臣等の主務大臣から当該農商工等連携事業計画が適当である旨の認定を受けることができること、iii) 農商工等連携事業計画の認定を受けた農林漁業者及び中小企業者（以下、各項目に特段の注書き等がない限り、これらの者を総称して「農商工等連携事業者」という。）がこれに基づく農商工等連携事業の実施に当たって信用保証の特例等の各種支援措置を活用することができること等が定められている。

③ なお、本政策評価では、後述4のとおり、6次産業化の取組等の実態把握のた

め、i) 6次産業化に取り組む事業者に対して実地調査及びアンケート調査を、ii) 6次産業化に取り組んでいない事業者に対しアンケート調査を実施したが、取組の大半が農業（畜産業を含む。以下同じ。）分野であることを踏まえ、農業者又は農業者が組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。以下、これらの者を総称して「農業者」という。）を調査の対象(注)とすることとした。

(注) 6次産業化の取組は農林漁業の各分野で行われているが、本政策評価では、以下の①及び②の理由により、農業者における6次産業化の取組について実態把握・分析を行うこととした。

- ① 図表1-②のとおり、我が国における農業経営体、林業経営体及び漁業経営体の数は、農業経営体が大半（約9割程度）を占めると考えられること。

図表1-② 農林漁業の各経営体全体に占める農業経営体の割合（試算）

(単位：万経営体)

農業経営体 (A)	林業経営体	漁業経営体	合計 (B)	A/B (%)
137.7	8.7	9.5	155.9	88.3

(注) 農業経営体及び林業経営体は「2015年農林業センサス」、漁業経営体は「2013年漁業センサス」の数値による。

- ② 図表1-③のとおり、6次産業化の取組の年間販売金額の大半を占めるのは農業分野であること。

図表1-③ 6次産業化の取組による年間販売金額に占める農業生産関連事業によるものの割合（平成24～28年度）

(単位：億円)

年度	農業生産関連事業(A)	漁業生産関連事業	合計(B)	A/B (%)
平成24年度	17,394	1,854	19,248	90.4
25年度	18,175	2,032	20,207	89.9
26年度	18,672	2,056	20,728	90.1
27年度	19,680	2,336	22,016	89.4
28年度	20,275	2,300	22,575	89.8

(注)1 農林水産省の「6次産業化総合調査」（平成24～28年度）に基づき、当省が作成した。なお、同調査では、林業は対象外である。

2 「農業生産関連事業」及び「漁業生産関連事業」は、6次産業化総合調査の定義による。

2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官（農林水産、防衛担当）

平成28年12月から31年3月まで

3 評価の観点

本政策評価は、6次産業化の取組の更なる推進を図る観点から、i) 農林漁業の6次産業化の推進のために実施されている施策・事業等の総体としての効果、ii) これら施策・事業等の改善点、iii) 実際に6次産業化に取り組んでいる農業者における効果の発現状況、抱える課題、iv) 今後、6次産業化の取組を推進していく上で参考となる事例等を把握するために実施したものである。

4 政策効果の把握の手法

以下の手法により、政策効果を把握した。

(1) 実地調査の実施

関係行政機関、独立行政法人、認可法人、地方公共団体、関係団体等のほか、図表1-④のとおり、6次産業化に取り組んでいる農業者99事業者、中小企業者19事業者の合計118事業者を対象に実地調査を行い、施策・事業の実施状況や効果、課題等についての把握・分析を行った。

図表1-④ 実地調査した6次産業化に取り組んでいる農業者99事業者及び中小企業者19事業者の内訳

実地調査した事業者の区分	対象事業者数
①認定総合化事業者	32
②A-FIVE出資事業者(注1)	16
③農商工等連携事業者(農業者)(注2)	19
④非認定事業者(注3)	32
⑤農商工等連携事業者(中小企業者)(注2)	19
合計	118

(注)1 A-FIVE法第21条第1項第1号又は第2号の規定に基づき、A-FIVE又はサブファンドから出資を受けた法人をいう。以下同じ。

2 農商工等連携事業計画のうち、19計画に係る19農業者及び19中小企業者について実地調査したものである。

3 ①から③までの事業者以外で農業の6次産業化(農業生産関連事業)に取り組んでいる農業者をいう。以下同じ。

なお、農業生産関連事業とは、「農産物の加工」、「消費者に直接販売」、「貸農園・体験農園等」、「観光農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」及び「海外への輸出」の各事業を示し、各農業生産関連事業の定義については、「2015年農林業センサス」(農林水産省)における定義と同様である。以下、特段の注書き等がない限り同じ。

(2) アンケート調査の実施

i) 6次産業化の取組による効果、ii) 6次産業化の取組の際に直面した課題及び課題への対応方法、iii) 充実・改善を希望する行政機関等の支援、iv) 6次産業化の取組を開始できない理由等を把握するため、図表1-⑤のとおり、6次産業化に取り組んでいる農業者6,558事業者及び取り組んでいない農業者2,282事業者(合計8,840事業者)に対し、平成30年1月1日時点の状況に関してアンケート調査を実施(実施期間:平成30年2月1~23日)し、その結果に基づき分析(注)を行った。

(注) 本政策評価書において、アンケート調査結果に基づく分析の結果を記載するに当たっては、適宜、アンケート調査の設問や選択肢等について、用語の簡略化や言い換え等を行っている。

図表1-⑤ アンケート調査対象者数、有効回答数等について

(単位：事業者)

アンケート調査対象者区分		対象数 (A) (発送数) (注2)	回収数 (B) (注2)	回収率 (B/A) (%)	有効回答数 (注2)
6次産業化 に取り組 んでいる 農業者	①認定総合化事業者 (注1)	641	356	55.5	324
	②A-FIVE出資事業者 (注1)	48	34	70.8	34
	③農商工等連携事業者(注1)	476	237	49.8	237
	④非認定事業者	5,393	3,480	64.5	2,661
	小計 (①～④)	6,558	4,107	62.6	3,256
⑤6次産業化に取り組んでいない農業者		2,282	1,465	64.2	2,101 (199) (注2)
合計		8,840	5,572	63.0	5,556

(注)1 本アンケート調査は、「①認定総合化事業者」及び「③農商工等連携事業者」は、平成28年3月末までに認定を受けた者を、「②A-FIVE出資事業者」は28年3月末までに出資を受けた者を対象として実施したものである。また、本アンケート調査においては、「③農商工等連携事業者」は、農商工等連携事業計画の認定を受けた農業者に限る。

2 「発送数」とは、送達不能等となった者を除いた数である。「回収数」とは、単純に上記①～⑤の発送区分ごとに回収した(回答のあった者)の数である。また、「有効回答数」とは、個別の回答内容を踏まえ、i) 全問無回答などの無効回答を除く、ii) ①及び③のうち調査時点で6次産業化に取り組んでいないと回答した農業者について⑤に入れるなどの整理を行った結果に基づく、各区分における有効回答数である。なお、「⑤6次産業化に取り組んでいない農業者」欄の「有効回答数」で括弧書きしている199事業者は、平成30年1月1日時点で6次産業化に取り組んでいると回答した者であるため、本政策評価書において「6次産業化に取り組んでいない農業者」として集計・分析の対象とはしておらず、また、調査項目が①～④の農業者と異なるため、各区分に該当する農業者としても、集計・分析の対象とはしていない。

(3) 既存の統計資料等の活用

既存の統計資料等から農林漁業の6次産業化に関連するデータを把握・収集し、政府目標の達成状況や関連施策・事業の効果等について把握・分析を行った。

5 調査対象機関等

(1) 調査対象機関

農林水産省、経済産業省

(2) 関連調査等対象機関

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)、独立行政法人日本貿易振興機構、A-FIVE、サブファンド、都道府県、市町村、6次産業化中央サポートセンター(以下「中央SC」という。)、6次産業化都道府県サポートセンター(以下「都道府県SC」という。)(注)、地域金融機関、農業者、中小企業者等

(注) 以下、中央SC及び都道府県SCを「SC」と総称する。

6 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たって、以下のとおり、総務省政策評価審議会の審議に付し、本政策評価の全般に係る意見等を得た。

- ① 平成28年11月29日 政策評価計画
- ② 平成30年7月27日 調査の状況（政策評価の取りまとめの方向性）

なお、上記審議会の議事要旨及び議事録については、総務省ホームページで公開している。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyokashingikai_n/hyoukashingikai.html)

7 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

当省が実施した実地調査結果及びアンケート調査結果のほか、主として以下の資料を使用した。

- ① 2015年農林業センサス（農林水産省）
- ② 6次産業化総合調査（農林水産省）
- ③ 六次産業化・地産地消法に基づく認定事業者に対するフォローアップ調査の結果（農林水産省）

第2 政策の概要

1 政策の背景

我が国の農林水産業・農山漁村は、国民に食料を安定的に供給するとともに、地域の社会・経済を支える重要な役割を果たしており、持続性に優れた生産装置である水田、世界に評価される和食、美しい農山漁村風景、世界有数の森林・海洋資源など豊かな環境・資源を有している。しかし、このような農林水産業・農山漁村の現場を取り巻く状況は厳しさを増しており、基幹的農業従事者の高齢化・減少、耕作放棄地の増加など様々な課題を抱えている。

このような状況を踏まえ、「日本再興戦略 - JAPAN is BACK-」では、「農林水産業を成長産業にする」とされ、「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」を創り上げることとされており、これらを実現するための取組の一つとして6次産業化が推進されている。

2 6次産業化の推進に関する政府目標

6次産業化の推進に関する政府目標は、既往の政府方針において、「6次産業化の市場規模を2020年度に10兆円とする」（以下、項目第2において単に「政府目標（10兆円）」という。）ことが設定されている。

3 6次産業化の推進に関連する施策・事業、予算額等

6次産業化の推進は、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」を創り上げるための農林漁業政策（産業政策）、農山漁村振興政策（地域振興政策）と密接不可分な関係を有している。

このため、6次産業化の推進に寄与する施策・事業としては、六次産業化・地産地消法、A-FIVE法及び農商工等連携促進法に関連する取組のみならず、農林水産省を始めとして各府省において様々な取組が実施されている。

なお、農林水産省の事前分析表^(注1)では、政府目標（10兆円）に関連付けられている事務事業^(注2)は、平成30年度では図表2-①のとおりとなっている。

図表 2-① 政府目標（10兆円）に関連付けられている農林水産省の事務事業等数（平成30年度）

政策手段の類型	政策手段数	主な政策手段
法律	22	六次産業化・地産地消法、A-FIVE法、農商工等連携促進法等
予算事業	23	6次産業化サポート事業、輸出環境整備推進事業等
出融資制度	7	農林漁業成長産業化ファンド、6次産業化に係る資金等
租税特別措置等	17	農業協同組合、同連合会、農業組合法人等が、日本政策金融公庫（食品流通改善資金-卸売市場近代化施設）の貸付けを受けて取得した共同利用の機械や装置についての課税標準の特例措置等

(注) 農林水産省の「平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表」に基づき、当省が作成した。

また、政府目標（10兆円）に関連付けられている事務事業のうち、予算措置が

講じられている事務事業についてみると、図表2-②のとおり、平成30年度で23事務事業、予算額は内数予算の事務事業を含めて約400億円(注3)となっている。

(注1) 各府省が「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」に基づき作成するものである。

(注2) 農林水産省が作成した平成26年度から30年度までの事前分析表に掲げられた事務事業のうち、関連する指標(測定指標)として政府目標(10兆円)が設定されているものを整理したものである。

(注3) 一般会計の当初予算額の数値である。なお、予算額の内訳が特定できない内数予算の事業についても、全体額を合計額に含めている。

図表 2-② 政府目標(10兆円)に関連付けられ、予算措置がなされている事務事業及び予算額(平成26~30年度)

整理番号	政策手段(事務事業等名)	予算額(百万円)					7分野区分
		平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1	6次産業化サポート事業	290	320	369	379	753	共通
2	食料産業・6次産業化交付金	—	—	—	—	(1,678)	共通
3	農山漁村地域ビジネス創出人材育成委託事業	35	34	—	—	—	共通
4	緑と水の環境技術革命プロジェクト事業	270	—	—	—	—	共通
5	6次産業化ネットワーク推進対策事業	2,356	2,331	2,033	2,096	—	加工・直売
6	強い農業づくり交付金	(23,385)	(23,085)	(20,785)	(20,174)	(20,154)	加工・直売
7	クラウド活用型食品トレサビリティ・システム確立対策事業	26	—	—	—	—	加工・直売
8	輸出環境整備推進事業	—	67	293	293	565	輸出
9	海外農業・貿易投資環境調査分析事業	—	—	—	354	719	輸出
10	地理的表示保護制度活用総合推進事業	—	—	174	174	172	輸出
11	日本発食品安全管理規格策定推進事業	—	—	90	100	91	輸出
12	家畜衛生対策事業	1,929	1,726	1,567	1,548	1,548	輸出
13	戦略的監視・診断体制整備推進事業委託費	60	59	76	68	69	輸出
14	動物疾病基幹診断施設のISO17025等外部精度管理支援事業費	—	—	16	12	10	輸出
15	植物品種等海外流出防止総合対策事業	—	—	—	83	95	輸出
16	新たな種類のJAS規格調査委託事業	—	—	—	45	41	輸出
17	食品の品質管理体制強化対策事業	236	205	169	169	137	輸出
18	海外需要創出等支援対策事業	—	—	—	—	3,439	輸出
19	輸出総合サポートプロジェクト	1,002	1,381	1,481	1,601	—	輸出
20	輸出戦略実行事業	152	152	152	141	—	輸出
21	食品産業グローバル展開推進事業(平成27年度まで:食品産業グローバル展開インフラ整備事業)	198	102	104	188	—	輸出
22	輸出に取り組む事業者向け対策事業	700	841	842	812	—	輸出
23	国際農産物等市場構想推進事業	—	62	200	220	—	輸出
24	国際農業協力等委託・補助事業	188	325	297	491	—	輸出
25	食文化発信による海外需給フロンティア開拓加速化事業	—	—	800	665	—	輸出
26	食産業海外展開検証事業	—	—	—	60	—	輸出
27	病院食等に関する調査事業	—	—	—	13	—	輸出
28	中堅・中小食品関連企業海外展開特別対策事業	—	—	—	83	—	輸出
29	東アジアにおける植物品種の保護強化・活用促進事業	32	38	36	—	—	輸出
30	種苗産業海外展開促進事業	18	14	30	—	—	輸出
31	食によるインバウンド対応推進事業	—	—	70	70	52	輸出 都市と農山漁村の交流
32	農山漁村振興交付金	—	—	(8,000)	(10,060)	(10,070)	都市と農山漁村の交流
33	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	(6,540)	(6,150)	—	—	—	都市と農山漁村の交流

整理 番号	政策手段（事務事業等名）	予算額（百万円）					7分野区分
		平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
34	医福食農連携推進環境整備事業	435	(375)	—	—	—	医福食農連 携
35	農業 ICT 標準化推進事業	—	—	15	13	9	ICT 活用・ 流通
36	食品流通合理化促進事業	—	—	—	—	335	ICT 活用・ 流通
37	食料産業イノベーション推進事業	—	—	—	—	86	ICT 活用・ 流通
38	農業競争力強化プログラムの着実な実施に向けた調査事業	—	—	—	—	80	ICT 活用・ 流通
39	食料品アクセス環境改善対策事業	9	9	8	—	—	ICT 活用・ 流通
40	食品サプライチェーン強靱化総合対策事業	—	23	19	—	—	ICT 活用・ 流通
41	持続可能な循環資源活用総合対策事業（平成29年度まで：食品リサイクル促進等総合対策事業）（平成27年度まで：食品ロス削減等総合対策事業）	105	111	77	78	72	バイオマス・ 再生可能エネ ルギー
42	持続可能な循環資源活用総合対策事業（平成29年度まで：農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業）	204	201	103	96	56	バイオマス・ 再生可能エネ ルギー
43	持続可能な循環資源活用総合対策事業（平成29年度まで：農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業）	—	—	60	50	39	バイオマス・ 再生可能エネ ルギー
44	地域バイオマス利活用推進事業	—	—	—	480	—	バイオマス・ 再生可能エネ ルギー
45	地域バイオマス産業化推進事業	1,005	751	700	—	—	バイオマス・ 再生可能エネ ルギー
46	農山漁村活性化再生可能エネルギー新課題対応調査事業（農山漁村マイクログリッド構築支援調査事業）	—	11	—	—	—	バイオマス・ 再生可能エネ ルギー
事務事業数		22	24	28	30	23	
合計		39,175	38,373	38,566	40,616	40,270	

(注) 1 農林水産省が作成した事前分析表（平成26～30年度）に基づき、関連する指標（測定指標）として政府目標（10兆円）が設定され、かつ、一般会計からの予算措置が講じられている事務事業を整理したものである。

2 予算額は、当初予算のみであり補正予算は含まない。また、「—」は、当該年度において、当該事務事業が実施されていないことを示す。

3 表中の（ ）付きの数値は、予算額の内訳が特定できない内数予算を示しており、これらの全体の予算額も合計に加えている。

4 「7分野区分」欄は、当該事務事業が政府目標（10兆円）の内訳である7分野のうち、どの分野に該当するかを当省が整理したものであり、「共通」とは、当該事務事業の内容が3分野以上にまたがると考えられるものを示す。

5 それぞれの事務事業について、当該事務事業の最新の年度において、政府目標（10兆円）に関連付けられている場合には、前年度以前に関連付けられていない場合でも各年度の予算額は計上している。

第3 政策効果の把握の結果

1 農林漁業の6次産業化の推進状況

「6次産業化の市場規模を2020年度に10兆円とする」との政府目標（KPI）の進捗状況について、農林水産省が実施する6次産業化総合調査の結果等に基づき算出された実績をみると、平成25年度の4.7兆円から28年度の6.3兆円へと毎年度増加している。

農林漁業のうち、農業分野における6次産業化に係る事業（以下、単に「6次産業化事業」という。）に取り組む事業者の取組状況、当該取組による効果の発現状況等について、当省のアンケート調査結果に基づき分析したところ、以下のよう傾向がみられた。

(1) 6次産業化事業の事業規模別^(注1)にその取組状況をみると、次のとおりである。

ア 直近5年間で6次産業化事業による利益が出ている^(注2)事業者の割合は、6次産業化事業の事業規模が「100万円未満」の階層では42.6%（520/1,221事業者）、それ以外の階層では6割超である。

イ 直近5年間で6次産業化事業による売上高が増加傾向にある^(注3)事業者の割合は、6次産業化事業の事業規模が大きくなるほど高く、事業規模が「100万円未満」の階層では15.7%（192/1,221事業者）である一方、事業規模が「1,000万円～1億円未満」の階層では56.1%（238/424事業者）、事業規模が「1億円以上」の階層では67.1%（47/70事業者）である。

ウ 事業開始時に比べて経営全体の年間の利益が増加している^(注4)事業者の割合は、6次産業化事業の事業規模が大きくなるほど高く、事業規模が「100万円未満」の階層では29.7%（363/1,221事業者）である一方、事業規模が「100～500万円未満」以上の階層では5割超（事業規模が「1億円以上」の階層では83.0%（44/53事業者））である。

エ 今後、6次産業化事業の拡大意向のある^(注5)事業者の割合は、6次産業化事業の事業規模が大きくなるほど高く、事業規模が「100万円未満」の階層では21.7%（265/1,221事業者）である一方、事業規模が「1,000万円～1億円未満」の階層では52.1%（221/424事業者）、事業規模が「1億円以上」の階層では70.0%（49/70事業者）である。

オ 上記アからエまでの結果を踏まえ、事業の進捗が順調と考えられる事業者^(①直近5年間で6次産業化事業による「利益が出ている」こと、②直近5年間で6次産業化事業による売上高が「増加傾向」であること、③事業開始時と比較して経営全体の年間の利益が「増加」していること、④今後の取組の方向性が「拡大意向」又は「現状の規模を維持」であることの内いずれも充足する事業者とした。以下同じ。)の割合は、6次産業化事業の事業規模が大きくなるほど高く、「100万円未満」の階層では8.8%（108/1,221事業者）である一方、「1億円以上」の階層では45.7%（32/70事業者）である。

(注1) アンケート調査有効回答者の分布等を踏まえ、6次産業化事業による直近の年間売上高別に「100万円未満」、「100～500万円未満」、「500～1,000万円未満」、「1,000万円～1億円未満」及び「1億円以上」の5区分

(階層)とした。

(注2) 「直近5年間で6次産業化事業による利益が出ている」とは、当省のアンケート調査で、i) 認定総合事業者、農工商等連携事業者及び非認定事業者においては、最近5年間について、ii) A-FIVE出資事業者においては、会社設立から現在までについて、「毎年利益が出ている」又は「おおむね毎年利益が出ている」と回答した事業者を合計したものである。また、「直近5年間で6次産業化事業による利益が出ていない」とは、前述 i 及び ii の整理区分ごとに「利益が出ない年のほうが多い」又は「まだ利益が出た年はない」と回答した事業者を合計したものである。以下、アンケート調査結果に基づく「直近5年間の6次産業化事業による利益」に関する記載において、特段の注書きがない限り同じ。

(注3) 「直近5年間で6次産業化事業による売上高が増加傾向にある」とは、当省のアンケート調査で、i) 認定総合事業者、農工商等連携事業者及び非認定事業者においては、最近5年間について、ii) A-FIVE出資事業者については、会社設立から現在までについて、「大きく増加」又は「やや増加」と回答した事業者を合計したものである。また、「直近5年間で6次産業化事業による売上高が減少傾向にある」とは、前述 i 及び ii の整理区分ごとに「やや減少」又は「大きく減少」と回答した事業者を合計したものである。以下、アンケート調査結果に基づく「直近5年間の6次産業化事業による売上高」に関する記載において、特段の注書きがない限り同じ。

(注4) 「事業開始時に比べて経営全体の年間の利益が増加している」とは、当省のアンケート調査で、認定総合事業者、農工商等連携事業者及び非認定事業者において、6次産業化事業を始めた時と現在を比較して経営全体の年間の利益が「増加した」とする選択肢である「事業開始時に想定していた増加額よりも多い」、「事業開始時に想定していた増加額と同じくらい」、「事業開始時に想定していた増加額よりも少ない」又は「その他（事業開始時の想定が不明な場合など）」と回答した事業者の合計である（A-FIVE出資事業者は、該当の設定がないため除いている。）。以下、アンケート調査結果に基づく事業開始時と比較した「経営全体の年間の利益の状況」に関する記載において、特段の注書きがない限り同じ。

(注5) 「今後、6次産業化事業の拡大意向のある」とは、当省のアンケート調査で、今後の6次産業化事業の取組の方向性について、「拡大していく方向」又は「拡大していく方向だが実現が困難な状況」と回答した事業者を合計したものである。以下、アンケート調査結果に基づく、「今後の取組の方向性について拡大意向である」に関する記載において、特段の注書きがない限り同じ。

(2) 経営全体の売上高に占める6次産業化事業の売上高の割合別(注)に6次産業化事業の取組状況をみると、次のとおりである。

ア 直近5年間で6次産業化事業による利益が出ている事業者の割合は、「0～10%未満」の階層では48.7% (237/487事業者)、それ以外の階層では6割超である。

イ 直近5年間で6次産業化事業による売上高が増加傾向にある事業者の割合は、いずれの階層ともおおむね約3割から4割程度である。

ウ 事業開始時に比べて経営全体の年間の利益が増加している事業者の割合は、「0～10%未満」の階層では40.7% (198/487事業者)、「10～50%未満」以上の階層ではおおむね約5割から6割程度である。

エ 今後、6次産業化事業の拡大意向のある事業者の割合は、6次産業化事業の売上高の割合が高まるほど低下し、「0～10%未満」の階層では37.2% (181/487事業者)である一方、「90～100%」の階層では23.6% (79/335事業者)である。

オ 上記アからエまでの結果を踏まえ、事業の進捗が順調と考えられる事業者の割合は、「10～50%未満」及び「50～90%未満」の階層では2割超、「0

～10%未満」及び「90～100%」の階層では2割未満である。

(注) アンケート調査有効回答者の分布等を踏まえ、「0～10%未満」、「10～50%未満」、「50～90%未満」及び「90～100%」の4区分(階層)とした。

(3) 6次産業化の取組事業数別(注)に6次産業化事業の取組状況をみると、次のとおりである。

ア 直近5年間で6次産業化事業による利益が出ている事業者の割合は、「単一の事業」及び「4種類以上の事業」に取り組む事業者では約5割、「2種類の事業」及び「3種類の事業」に取り組む事業者では約6割である。

イ 直近5年間で6次産業化事業による売上高が増加傾向にある事業者の割合は、取組事業数が多くなるほど高く、「単一の事業」に取り組む事業者では21.2% (348/1,641事業者) である一方、「4種類以上の事業」に取り組む事業者では59.7% (40/67事業者) である。

ウ 事業開始時に比べて経営全体の年間の利益が増加している事業者の割合は、取組事業数が多くなるほど高く、「単一の事業」に取り組む事業者では36.4% (591/1,622事業者) である一方、「3種類の事業」及び「4種類以上の事業」に取り組む事業者では6割超である。

エ 今後、6次産業化事業の拡大意向のある事業者の割合は、取組事業数が多くなるほど高く、「単一の事業」に取り組む事業者では19.1% (314/1,641事業者) である一方、「4種類以上の事業」に取り組む事業者では67.2% (45/67事業者) である。

オ 上記アからエまでの結果を踏まえ、事業の進捗が順調と考えられる事業者の割合は、取組事業数が多くなるほど高く、「単一の事業」に取り組む事業者では13.1% (215/1,641事業者) である一方、「4種類以上の事業」に取り組む事業者では37.3% (25/67事業者) である。

(注) アンケート調査有効回答者の分布等を踏まえ、「単一の事業」、「2種類の事業」、「3種類の事業」及び「4種類以上の事業」の4区分とした。

(4) 6次産業化事業に取り組む単一の事業内容(注)別に6次産業化事業の取組状況を比較すると、次のとおりである。

ア 直近5年間で6次産業化事業による利益が出ている事業者の割合は、「農産物の加工のみ」に取り組む事業者では56.1% (306/545事業者) である一方、「農家民宿のみ」に取り組む事業者では30.0% (45/150事業者) である。

イ 直近5年間で6次産業化事業による売上高が増加傾向にある事業者の割合は、「農産物の加工のみ」に取り組む事業者では27.0% (147/545事業者) である一方、「貸農園・体験農園等のみ」に取り組む事業者では6.5% (8/123事業者) である。

ウ 事業開始時に比べて経営全体の年間の利益が増加している事業者の割合は、「農家レストランのみ」に取り組む事業者では53.2% (33/62事業者)

である一方、「貸農園・体験農園等のみ」に取り組む事業者では24.4% (30/123事業者) である。

エ 今後、6次産業化事業の拡大意向のある事業者の割合は、「海外への輸出のみ」に取り組む事業者では26.9% (7/26事業者) である一方、「農家民宿のみ」に取り組む事業者では5.3% (8/150事業者) である。

オ 上記アからエまでの結果を踏まえ、事業の進捗が順調と考えられる事業者の割合は、「農産物の加工のみ」に取り組む事業者では17.1% (93/545事業者) である一方、「貸農園・体験農園等のみ」に取り組む事業者では2.4% (3/123事業者) である。

(注) 当省のアンケート調査では、6次産業化事業の事業内容として「農産物の加工」、「消費者に直接販売」、「貸農園・体験農園等」、「観光農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」及び「海外への輸出」の7分野とした。

(5) 6次産業化に取り組む事業内容の全体別に6次産業化事業の取組状況をみると、次のとおりである。

ア 直近5年間で6次産業化事業による利益が出ている事業者の割合は、「農産物の加工」及び「消費者に直接販売」に取り組む事業者では6割超である一方、「農家民宿」に取り組む事業者では35.4% (93/263事業者) である。

イ 直近5年間で6次産業化事業による売上高が増加傾向にある事業者の割合は、「海外への輸出」に取り組む事業者では55.4% (46/83事業者) である一方、「農家民宿」に取り組む事業者では17.9% (47/263事業者) である。

ウ 事業開始時に比べて経営全体の年間の利益が増加している事業者の割合は、「海外への輸出」に取り組む事業者では67.5% (54/80事業者) である一方、「農家民宿」に取り組む事業者では36.1% (95/263事業者) である。

エ 今後、6次産業化事業の拡大意向のある事業者の割合は、「海外への輸出」に取り組む事業者では65.1% (54/83事業者) である一方、「農家民宿」に取り組む事業者では14.8% (39/263事業者) である。

オ 上記アからエまでの結果を踏まえ、事業の進捗が順調と考えられる事業者の割合は、「海外への輸出」に取り組む事業者では33.7% (28/83事業者)、「農産物の加工」、「消費者に直接販売」及び「農家レストラン」に取り組む事業者では2割超である一方、「農家民宿」に取り組む事業者では11.8% (31/263事業者) である。

2 6次産業化に取り組む事業者における課題等

当省のアンケート調査結果に基づき、6次産業化事業に取り組む事業者が直面した課題等について分析したところ、以下のような傾向がみられた。

(1) 6次産業化事業に取り組む事業者が事業開始時又は開始後に直面した課題

(注)について、6次産業化事業の事業規模別にみると、事業規模の大小を問わず、事業開始時においては「施設・機械の整備・調達」、「技術・ノウハウの

習得・向上等」及び「販路の開拓・集客」が、事業開始後においては「技術・ノウハウの習得・向上等」、「労働力の確保」及び「販路の開拓・集客」が、それぞれ上位を占めている。また、それらの課題については、事業規模が大きくなるほど直面したとする事業者の割合が高くなる傾向がみられた。

(注) アンケート調査対象者に対し、基本的に12項目の課題についての選択肢を提示し、6次産業化事業を開始する際又は開始後から現在に至るまでに直面した課題をそれぞれ最大3つまで挙げてもらう方法により把握したものである。なお、直面した課題のうち、「農産物の供給体制の維持・拡充」については、A-FIVE出資事業者に対する選択肢とはなっておらず（調査対象外）、「農産物の量・品質の確保」については、認定総合化事業者及び非認定事業者に対する選択肢とはなっていない（調査対象外）。また、「その他の課題」については、課題の具体的な内容が判然としないため、分析対象から除いている。

- (2) 6次産業化事業に取り組む事業者における直面した課題への対応方法をみると、事業開始時においては11課題中9課題で、事業開始後においては11課題中10課題で、「自ら対応」とする事業者が最も多い。

また、事業開始後においては、事業開始時に比べ、行政機関や民間機関による資金及び助言の支援を活用した事業者の割合はその多くで低下している一方、「自ら対応」及び「連携先の事業者に相談等」とする事業者の割合はその多くで上昇している。同様に、「対応できなかった」とする事業者の割合も事業開始後に上昇している。

- (3) 6次産業化事業に取り組む事業者が、今後、充実・改善を希望する行政機関等の支援(注)については、「施設・機械の整備・調達に対する支援」、「販路の開拓や集客に対する支援」及び「補助金などの支援に関する情報提供」の割合が比較的高い。

また、こうした支援ニーズについて、6次産業化事業への今後の取組の方向性別にみると、「現状の規模を維持」及び「縮小・撤退・連携解消」とする事業者に比べ、今後の取組の方向性を「拡大意向」とする事業者で特に高い傾向がみられた。

(注) アンケート調査対象者に対して、6次産業化事業を行っていく上で充実又は改善を図ってほしい行政機関等の支援や情報について問うたものである。

3 6次産業化事業から撤退した事業者及び実施したことがない事業者の状況

当省において、i) 過去に6次産業化事業に取り組んでいたものの撤退した事業者（以下「撤退者」という。）における撤退理由等、ii) これまで6次産業化に取り組んだことのない事業者（以下「未参入者」という。）における今後の取組意向等について、当省のアンケート調査結果に基づき分析を行ったところ、以下のような傾向がみられた。

(1) 撤退者

ア 撤退者が、過去に取り組んでいた6次産業化事業の事業内容をみると、現在取組中の事業者も多い「農産物の加工」及び「消費者に直接販売」が約4

割を占めている。また、過去に取り組んでいた事業数については、「単一の事業」とする事業者が90.5%（133/147事業者）である。

イ 撤退者が、6次産業化事業から撤退した理由^(注)をみると、「高齢化・病気等」とする事業者が44.2%（72/163事業者）と最も高く、次いで、「事業として成立しなかった」とする事業者が22.7%（37/163事業者）である。

ウ 撤退者が直面した課題については、事業開始時には「施設・機械の整備・調達」、「技術・ノウハウの習得・向上等」及び「労働力の確保」が上位を占めており、事業開始後には、「労働力の確保」、「販路の開拓・集客」及び「農産物の供給体制の維持・拡充」が上位を占めている。

^(注) 6次産業化事業から撤退した理由について、自由記述により回答を求め、当該回答について当省で整理・分類したものである。

(2) 未参入者

ア 6次産業化事業の取組意向のある未参入者は14.5%（169/1,165事業者）となっており、農産物の直近の年間売上高が「1,000万円～1億円未満」の事業者においてその割合が最も高くなっている。

イ 6次産業化事業の取組意向のある未参入者のうち、具体的な行動を始めている未参入者は12.4%（21/169事業者）にとどまり、具体的な行動に至っていない未参入者は81.1%（137/169事業者）と大半を占めている。

こうした6次産業化事業への取組意向があるものの具体的な行動に至っていない未参入者における主な理由^(注)をみると、「資金不足」、「技術・ノウハウの不足」、「事業化に不安」などが上位を占めている。

ウ 6次産業化事業の取組意向はあるものの具体的な行動に至っていない未参入者が求める行政機関等による支援の内容としては、「施設・機械の整備・調達に対する支援」、「販路の開拓や集客に対する支援」、「補助金などの支援に関する情報提供」などが上位を占めている。

^(注) 具体的な行動に至っていない理由について、自由記述により回答を求め、当該回答について当省で整理・分類したものである。

4 6次産業化の取組に対する法律に基づく制度的な支援の状況

(1) 6次産業化に係る各種法律に基づく制度的支援

ア 6次産業化事業の取組状況等（制度的支援別）

6次産業化の取組を推進するため、六次産業化・地産地消法、A-FIVE法及び農商工等連携促進法を始めとした各種の法律による制度的な支援措置が講じられている。

今回、六次産業化・地産地消法、A-FIVE法及び農商工等連携促進法の制度的な支援措置を活用する事業者における6次産業化事業の取組状況、当該取組による効果の発現状況等について、当省のアンケート調査結果に基づき分

析を行ったところ、以下のような傾向がみられた。

- ① 直近5年間で6次産業化事業(注)による利益が出ている事業者の割合は、認定総合化事業者では58.6% (190/324事業者) である一方、A-FIVE出資事業者では29.4% (10/34事業者)、農商工等連携事業者 (以下、本項目においては、農商工等連携事業に取り組む農業者に限る。) では38.8% (92/237事業者) である。

(注) 農商工等連携事業者においては、農商工等連携事業を指す。以下同じ。

- ② 直近5年間で6次産業化事業による売上高が増加傾向にある事業者の割合は、認定総合化事業者及びA-FIVE出資事業者では6割超である。一方、農商工等連携事業者では29.1% (69/237事業者) である。
- ③ 事業開始時に比べて経営全体の年間の利益が増加している事業者の割合は、認定総合化事業者では69.4% (225/324事業者) である一方、農商工等連携事業者では43.5% (103/237事業者) である(注)。

(注) A-FIVE出資事業者は、6次産業化事業の実施に当たって新会社を設立する事業者が多く、経営全体の年間の利益が6次産業化事業の利益と一致すると考えられることから、アンケート調査では経営全体の年間の利益については設問とはなっていない(調査対象外)。

- ④ 今後、6次産業化事業の拡大意向のある事業者の割合は、認定総合化事業者及びA-FIVE出資事業者では約7割である一方、農商工等連携事業者では34.6% (82/237事業者) である。
- ⑤ 上記①から④までの結果を踏まえ、事業の進捗が順調と考えられる事業者の割合は、認定総合化事業者では37.3% (121/324事業者) である一方、A-FIVE出資事業者及び農商工等連携事業者では2割未満である。

イ 6次産業化事業に取り組む事業者における課題(制度的支援別)

事業開始時又は開始後に直面した課題については、活用する制度的支援の種類にかかわらず、事業開始時においては、「事業計画の作成」、「施設・機械の整備・調達」、「技術・ノウハウの習得・向上等」及び「販路の開拓・集客」を課題とする事業者が上位を占めている。また、事業開始後においては、「販路の開拓・集客」を課題とする事業者が上位を占めている。

ウ 今後、充実・改善を希望する行政機関等の支援(制度的支援別)

今後、充実・改善を希望する行政機関等の支援については、活用する制度的支援の種類にかかわらず、「販路の開拓や集客に対する支援」及び「補助金などの支援に関する情報提供」が上位を占めているほか、「施設・機械の整備・調達に対する支援」とする回答も多くなっている。

(2) 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の状況

ア 総合化事業計画の認定要件等

「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林

水産物の利用の促進に関する基本方針」(平成23年3月14日農林水産省告示第607号。以下「総合化基本方針」という。)では、総合化事業計画の認定要件の一つとして、農林漁業経営の改善に係る以下の2指標をいずれも満たすことが掲げられている。

- ① 総合化事業に係る種類の農林水産物等及びこれを原材料とする新商品の売上高の合計(以下「総合化事業の売上高」という。)が、当該事業の実施により、実施期間開始時点と比較して、実施期間終了時点までに、計画期間が5年間の場合は5%以上、4年間の場合は4%以上、3年間の場合は3%以上増加すること。
- ② 総合化事業の実施により、農林漁業及び農林水産物等の加工又は販売の事業の全体の所得(以下「経営全体の所得」という。)が、実施期間の開始時点から終了時点までの間に向上しており、かつ、実施期間終了時点の単年度において売上高が経営費を上回っていること。

認定総合化事業者は、農地法(昭和27年法律第229号)の特例(農地転用の手続の簡素化)や、農業改良資金融通法(昭和31年法律第102号)の特例(償還期限及び据置期間の延長)など、六次産業化・地産地消法に基づく特例措置を活用することができるほか、総合化事業の実施に必要な施設の整備等を補助の対象とする農林水産省所管の「6次産業化ネットワーク活動交付金(うち整備事業)」(注)等を活用することができる。また、地方農政局等(北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部を含む。以下同じ。)は、毎年度、認定総合化事業者の総合化事業の実施状況等を把握して、助言等による支援を実施している。

(注) 平成30年度からは、「食料産業・6次産業化交付金(うち加工・直売施設整備事業)」となっている。

イ 総合化事業計画の認定件数、特例措置の活用状況等

総合化事業計画の認定件数の推移をみると、制度が開始された平成23年度以降、29年度末までに2,349件が認定されている。これを単年度ごとにみると、平成23年度には709件であったが29年度には122件にとどまるなど減少傾向にある。

六次産業化・地産地消法に基づく各種法律の特例措置の活用状況をみると、平成29年度末までの活用件数は累計120件であり、29年度末までの総合化事業計画の認定件数2,349件の5.1%となっている。また、農林水産省所管の「6次産業化ネットワーク活動交付金(うち整備事業)」の活用状況(当該交付金の前身となる補助金等を含む。)をみると、平成29年度末までの活用件数は累計で486件となっている。

ウ 総合化事業の効果の発現状況の把握結果

農林水産省が認定総合化事業者に対して実施するフォローアップ調査の結果を活用し、分析可能な800事業者（以下「分析対象事業者」という。）（注1）の「総合化事業の売上高」及び「経営全体の所得」の i）2指標の状況、ii）2指標の達成状況、iii）総合化事業の開始時点の同事業の売上高の規模（以下「総合化事業の規模」という。）別（注2）の分析をしたところ、以下のとおりとなっている。

（注1） 分析対象事業者は、農林水産省のフォローアップ調査の結果に基づき、平成28年度末（平成29年3月）までに計画期間が終了した全ての認定総合化事業者1,001事業者のうち、総合化事業の売上高並びに経営全体の売上高、経営費及び所得が総合化事業計画の申請時から計画期間最終年度まで把握できる者であり、かつ、i）経営全体の売上高及び経営費が同一の数値となっている者、及びii）総合化事業の売上高の増加率が計算できない、開始時点の当該売上高が0円の者を除いた800事業者（「農業」（737事業者）、「林業」（14事業者）、「漁業・水産業」（49事業者））を抽出したものである。なお、認定年月と目標年月に基づき算出された期間を総合化事業の実施期間とみなし、総合化事業の売上高及び経営全体の所得の数値については、申請時を総合化事業計画の開始時点、計画期間の最終年度を総合化事業計画の終了時点とみなした。

（注2） 当省のアンケート調査結果における階層区分と同様に、総合化事業の規模別の階層区分は、「100万円未満」、「100～500万円未満」、「500～1,000万円未満」、「1,000万円～1億円未満」及び「1億円以上」の5区分とした。

① 各指標の分析対象事業者の合計額に関して、総合化事業計画の開始時点から終了時点までの増加率をみると、次のとおりである。

- i) 総合化事業の売上高については、分析対象事業者全体における総合化事業計画の開始時点から終了時点までの増加率（32.3%）は、農業及び漁業に係る6次産業化に取り組む事業者全体の年間販売金額（農業生産関連事業及び漁業生産関連事業の合計）の増加率（17.3%）（平成24年度から28年度までの5年間）よりも高くなっている（注1）。
- ii) 経営全体の所得については、分析対象事業者全体における総合化事業計画の開始時点から終了時点までの増加率（46.5%）は、農業者全体の所得（生産農業所得）の増加率（27.1%）（平成24年度から28年度までの5年間）よりも高くなっている（注2）。

（注1） 分析対象事業者の総合化事業の売上高の合計額と、6次産業化の取組に係る全体の年間販売金額と比較するため、農林水産省の「6次産業化総合調査」を活用し、農業生産関連事業及び漁業生産関連事業の年間販売金額の合計額を基に算出したものである。

（注2） 分析対象事業者の経営全体の所得と比較可能な、6次産業化の取組に係る所得の状況を把握した既存統計調査等がないため、農林水産省の生産農業所得統計により算出したものである。

② 2指標の達成状況についてみると、次のとおりである。

- i) 総合化事業の売上高の指標を達成している事業者は71.4%（571/800事業者）となっている。また、総合化事業の売上高について、総合化事業計画の開始時点から終了時点の増加率の中央値（注1）は39.4%であり、総合化基本方針に定められている増加率3～5%を超えている。

ii) 経営全体の所得の指標を達成している事業者は38.1% (305/800事業者) となっており、総合化事業の売上高の指標と比較して達成に苦慮している状況がうかがえる。また、経営全体の所得について、総合化事業計画の開始時点に比べ終了時点で増加している者の割合は48.1% (385/800事業者)、終了時点で黒字の者^(注2)の割合は、55.3% (442/800事業者) となっている。

iii) いずれの指標も達成している事業者は29.9% (239/800事業者) となっている。

(注1) 分析対象事業者ごとに総合化事業の規模にばらつきがあるため、中央値により分析を行うこととした。

(注2) 経営全体の所得について、総合化事業計画の終了時点の単年度において売上高が経営費を上回っている者を黒字の者とした。

③ 各指標について、総合化事業の規模別に分析したところ、次のとおりである。

i) 総合化事業の売上高の指標の達成状況をみると、総合化事業の規模が小さい事業者ほど達成している者の割合が高くなっており、「100万円未満」の階層では79.3% (92/116事業者) と達成している者の割合が最も高く、「1億円以上」の階層では、65.7% (65/99事業者) と最も低くなっている。また、総合化事業計画の開始時点から終了時点の増加率の中央値は、総合化事業の規模が小さいほど高く、特に「100万円未満」の階層では269.2%と、顕著に高くなっている。

ii) 経営全体の所得の指標の達成状況をみると、総合化事業の規模が大きい事業者ほど達成している者の割合が高くなる傾向がみられ、「1億円以上」の階層では、48.5% (48/99事業者) と最も高く、「100万円未満」の階層では27.6% (32/116事業者) と最も低くなっている。また、経営全体の所得が総合化事業計画の開始時点に比べ終了時点で増加している者の割合は、「100万円未満」の階層では37.9% (44/116事業者) であるのに対し、「1億円以上」の階層では57.6% (57/99事業者) であり、「1億円以上」階層の方が割合が高くなっている。さらに、黒字の者の割合は、「1億円以上」の階層では66.7% (66/99事業者) と最も高く、「100万円未満」の階層では、38.8% (45/116事業者) と各階層の中で最も低くなっている。

iii) いずれの指標とも達成している者は、総合化事業の規模が大きい事業者ほど割合が高くなる傾向がみられ、「1億円以上」の階層では、36.4% (36/99事業者) と最も高く、「100万円未満」の階層では22.4% (26/116事業者) と最も低くなっている。これは、総合化事業の規模が小さい事業者において、経営全体の所得の指標を達成することが困難となっていることに起因するものと考えられる。

(3) A-FIVE 法に基づく出資案件等の状況

ア A-FIVEの支援対象等

A-FIVEの支援対象は、六次産業化・地産地消費に基づく総合化事業計画の認定を受けた、i) 農林漁業者を主たる出資者として、加工・流通等のノウハウ等を有するパートナー企業が資本参画した6次産業化を行う合弁事業体、又はii) 農林漁業を行う法人であって、自ら6次産業化の取組を行う者（以下、これらの者を総称して「支援対象事業者」という。）等^(注)となっている。

^(注) A-FIVEの行う支援としては、6次産業化の取組に対する支援のほか、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）に基づく事業再編等の取組に対する支援や、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づく食品流通事業者等の食品流通の合理化の取組に対する支援もある。

イ 出資件数及び出資額の状況

農林漁業成長産業化ファンド制度に基づくA-FIVE及びサブファンドによる出資の状況は、平成29年度末時点で総出資件数127件、総出資額約114億円となっており、年度ごとの状況は、以下のとおりである。

- ① 出資件数は平成26年度の44件をピークに、29年度末では18件となるなど減少傾向にある。
- ② 出資額は平成27年度の37.12億円をピークに、28年度は10.3億円に低下したが、29年度は31.89億円に増加している。

A-FIVEでは、第1期中期経営計画（計画期間：平成26～28年度）で出資目標を300億円と設定しているが、その目標の進捗状況をみると、出資実績は約49億円^(注1)と目標の16.2%の状況にとどまる。また、実地調査した18サブファンドにおいても、平成28年度時点で、出資件数等の目標を任意で設定していた13サブファンドのうち10サブファンドで当該目標が達成できておらず^(注2)、出資案件組成に苦慮している状況がうかがえる。

^(注1) 平成28年度末時点で、A-FIVEの総出資額は48.66億円（直接出資15.010億円、間接出資33.645億円（小数点第4位を四捨五入））である。

^(注2) 目標設定期間（サブファンド設立から平成28年度まで）の合計で、実績が設定した目標を超えている場合、目標達成と判断した。

ウ 出資案件組成の拡大に向けた取組の状況

(ア) 出資案件組成を進める上での課題

実地調査した18サブファンドにおける出資案件組成上の課題に関する意見についてみると、「出資による支援に向く事業案件の発掘」（14サブファンド）が最も多く、次いで、「A-FIVEから求められる事務の負担」（9サブファンド）となっている。このうち、「出資による支援に向く事業案件の発掘」については、以下のような意見が示されている。

- ① 地域の農林漁業者の事業基盤が十分であるとはいえ、事業構想があっても出資規模に見合わないことが多い。

- ② 地域の農林漁業者等の事業規模が小さいため、A-FIVEから求められるIRR（内部収益率）（注1）を実現できない事業者が多く、出資に向く案件がない。

また、「A-FIVEから求められる事務の負担」については、以下のような意見が示されている。

- ① A-FIVEから求められる書類（出資同意（注2）までに必要な書類、出資後の月次モニタリング報告（注3）等）への対応が煩雑で、無限責任組合員（注4）（以下「GP」という。）や農林漁業者等の負担が大きい。
- ② 出資案件の増加に伴うサブファンド側の月次モニタリング報告に係る事務の負担の増加が出資案件組成を阻害している。

（注1） 投資が生み出すキャッシュフローの現在価値である正味現在価値がゼロとなるような割引率のことである。

（注2） サブファンドが支援対象事業者に出資するに当たって、サブファンドは当該出資がA-FIVE法の趣旨等に適合しているか確認するため、A-FIVEから事前の同意を得る必要がある。

（注3） A-FIVE が、A-FIVE 出資事業者に対し、その経営状況を把握するためにサブファンドを通じて求める、月次、四半期及び年次ごとの財務諸表、予算と実績に関する報告書、取締役会議事録等の報告をいう。

（注4） 無限責任組合員とは、サブファンドの業務執行を行う運営事業者である。

(イ) 案件組成審査に関するサブファンド等の意見

案件組成審査では、A-FIVEが出資に同意することとされ、A-FIVEでは同意に当たっての審査の一環として、「株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準」（平成24年12月11日農林水産省告示第2556号。以下「支援基準」という。）との適合性、事業の政策性、事業の採算性などの事項（注1）を確認するため、サブファンドに資料提出等を求めている。この確認について、実地調査した18サブファンドからは、以下のような意見が示されている。

- ① 出資予定先の近隣同業者の販売実績値等の疎明資料を求められるといった対応が困難な確認事項がある。
- ② 同確認に対応するためサブファンドが行う資料提出等に係る負担が過多であり、審査が長期化している。
- ③ 出資同意を行うA-FIVEが実質的な出資決定権限を有しているためGPによる主体的な出資決定が困難である。

A-FIVEでは、②の審査の長期化の理由について、出資を受けようとする農林漁業者が作成した事業計画の内容が不十分であったこと、関係法令に基づく各種調整に時間を要したこと等を挙げている。また、③については、後述(ウ)の案件組成審査の一部委任（注2）等を行っているとしている（注3）。

（注1） A-FIVEは出資の同意・不同意を決定するに当たって、農林漁業者等が作成した事業計画等について i) 適合性（支援基準との適合性など）、ii) 事業性（事業計画の妥当性など）、iii) 公正性（ファンド出資額の適正性など）、iv) 政策性（政策的意義の有無など）の4視点から検証を行う。

（注2） 出資同意に係るA-FIVEの検証作業をサブファンドに一部委任し、サブファンドによる主体的な案件組

成審査を促すことである。

(注3) なお、A-FIVEでは①の意見については、事実関係の確認が困難であるとしている。

(ウ) 案件組成審査の一部委任に関するサブファンド等の意見

A-FIVEでは、出資拡大に向けた取組として、サブファンドに対して案件組成審査の一部委任を行っている。A-FIVEは、制度開始当初、サブファンドに6次産業化の取組に対する出資支援の知見等が必ずしも十分でなかったことから、これらサブファンドに対して、出資候補となる農林漁業者への営業の同行や、サブファンドミーティング(注1)を通じた案件組成審査に係る検証のポイントを紹介するなどの案件組成のノウハウの共有化等を図るほか、案件組成審査の視点である出資先の事業性審査等(注2)に当たっても審査の補助となる情報の提供や助言等の必要な協力を行ってきたとしている。一方、サブファンドにこれらの知見が備わってきている状況を踏まえ、現在、各サブファンドの出資実績等を勘案し、案件組成審査の一部をサブファンドに委任する取組を進めているとしている。

これらの取組に関して、実地調査を行った18サブファンドのうち5サブファンドが案件組成の一部委任を希望している。

一方、既に一部委任が行われているサブファンドからは、実態としては、従来A-FIVEが作成していた書類を作成することに終始し、サブファンドの事務負担が増加しただけであるといった意見も示されている。

(注1) A-FIVE及び各サブファンドが一堂に会し、関係法令・支援基準の改正に係る説明や各サブファンドの取組の紹介等を行うものである。

(注2) サブファンドでは、農林漁業者等が作成した事業計画について i) 適合性、ii) 事業性、iii) 公正性、iv) 政策性の4視点から案件組成審査を行う。

(イ) 月次モニタリング報告に係る事務負担の状況

a A-FIVE出資事業者及びサブファンドにおける事務負担の状況

実地調査したA-FIVE出資事業者16事業者及び18サブファンドにおける、月次モニタリング報告に係る事務負担の状況等は、以下のとおりである。

① 実地調査したA-FIVE出資事業者のうち、負担感なしと回答したのは8事業者であり、負担感ありと回答したのは7事業者であった。

負担感なしと回答した事業者からは、i) 月次モニタリング報告は経営状況を客観的に分析できることから有益と考えている、ii) 月1回程度で特に大きな負担はない等の意見が示されている。また、負担感ありと回答した事業者からは、i) 月次モニタリング報告の作成が事務的かつ経済的な負担となっている、ii) 現在の経営状況は順調で、A-FIVEが常時監視をしておく状況にない等の意見が示されている。

② 実地調査した18サブファンドにおける月次モニタリング報告に係

る事務の負担について、負担の軽減の必要ありと回答したのは13サブファンドであり、負担の軽減の必要なしと回答したのは3サブファンドであった。

負担の軽減の必要ありと回答した13サブファンドの中には、月次モニタリング報告に係る事務が負担となっており、出資案件組成を阻害しているとの意見を示したサブファンドもある。また、9サブファンドからは、A-FIVE出資事業者の経営状況や出資時の事業リスクの評価等に応じて、提出書類の一部省略等の弾力的な運用を求める意見も示されており、8サブファンドからは、提出資料の省略・簡素化の意見が示され、このうち複数のサブファンドからは、月次モニタリング報告で提出を求める資料の中には、i) 他の資料で確認できる資料が含まれている、ii) 出資先の状況を勘案すれば、現在の頻度で求める必要はないとの意見が示されている。一方、負担の軽減の必要なしと回答した3サブファンドからは、ファンドを管理・運営するGPが出資先の収支や資金繰りの状況を把握しておくのは当然の業務であり、月次モニタリング報告はその把握結果をA-FIVEに情報提供しているにすぎず、負担の軽減の必要はない等の意見が示されている。

b A-FIVEの意見

A-FIVEでは、現在報告を求めている月次モニタリング報告の内容は、有限責任組合員（以下「LP」という。）として出資先の経営状況を確認する上で最低限必要となるものを求めているとしている。本来、出資先の経営状況のチェックはGPが行う業務であるが、その習熟度に応じて、A-FIVEがモニタリングの支援・サポートをする場合もあるとしている。

また、サブファンドから把握した提出不要等ではないかとしている具体的な資料の必要性に関しては、例えば、「各月末における出資先名義の全ての金融機関口座の残高が記載された書面（通帳等）」については、サブファンドでは他の資料で確認ができるため提出不要と主張しているが、当該資料は資金管理の原点となるものであり、今後も必要に応じて徴求すべきものであるとしている。同時に、「月次の合計残高試算表及び月次資金繰表（予算と実績）」や「予算と実績の差異に関する報告書」については、将来的にA-FIVE出資事業者の経営基盤が強化されれば報告頻度の緩和の余地等は当然考えられるとしているものや、サブファンドの意見も踏まえ既に簡素化しているものもあるとしている。

c A-FIVEに係る収益性の確保等に関する指摘

A-FIVEについては、財務省の財政制度等審議会^(注1)から、これまで出資した案件について、平成27年度決算から減損処理^(注2)が生じており、

その金額・割合ともに増加傾向であることが指摘され、収益性の確保が重要であるとの観点から、モニタリングの在り方を検証し、モニタリング時における業況判定・経営支援をより適切に行えるよう改善すること等が求められている。

(注1) 財務省に設置され、財務大臣の諮問に応じて財政投融资制度、財政投融资計画及び財政融資資金に関する重要事項等を調査審議する審議会である。

(注2) 企業が保有する株式等の時価又は実質価額が、大幅に下落した場合などに損失を計上することをいう。

エ A-FIVE出資事業者における効果の発現状況の把握結果

i) 「官民ファンドの運営に係るガイドライン」(平成25年9月27日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定)に基づきA-FIVEが設定している、A-FIVE出資事業者に対する個別案件のKPI(以下「個別案件のKPI」という。)の進捗状況、ii) 当省のアンケート調査結果等によりA-FIVE出資事業者における効果の発現状況をみると、以下のとおりである。

- ① 個別案件のKPIの進捗状況によると、売上高及び雇用が拡大しているA-FIVE出資事業者は平成28年度末の時点で、毎年度9割を超えている。
- ② 当省のアンケート調査結果によると、利益が出ているA-FIVE出資事業者は3割未満となっている。なお、これに関して、実地調査したA-FIVE出資事業者では、利益が出ていない理由として初期投資及びその回収に伴う負担が赤字の要因であり、今後、赤字解消が見込まれるなどの意見が示されている。

(4) 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の状況

ア 農商工等連携事業の認定要件等

「農商工等連携事業の促進に関する基本方針」(平成20年8月20日総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号。以下「農商工等連携基本方針」という。)では、農商工等連携事業計画の認定要件の一つとして、農林漁業者及び中小企業者の経営改善に係る以下の2指標(以下「経営指標」という。)をいずれも満たすことが掲げられている。

① 農林漁業者

i) 付加価値額(営業利益、人件費及び減価償却費の合計) (注1)

当該事業者の付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額のいずれかについて、計画開始時点と比較して、5年間の計画の場合、計画期間終了時点である5年後までに5%以上の向上がなされること。計画期間が3年間の場合は3%以上、計画期間が4年間の場合は4%以上の向上がなされること。

ii) 農商工等連携事業計画に係る農林水産物の売上高 (注2)

当該農商工等連携事業計画における農林水産物の売上高が、計画開始

時点と比較して、5年間の計画の場合、計画期間終了時点である5年後までに5%以上増加すること。計画期間が3年間の場合は3%以上、計画期間が4年間の場合は4%以上増加すること。ただし、従来取り扱っていない新規の作物・家畜等を導入する場合は、事業として成り立つ売上高となること。

② 中小企業者

i) 付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計）（注1）

当該事業者の付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額のいずれかについて、計画開始時点と比較して、5年間の計画の場合、計画期間終了時点である5年後までに5%以上の向上がなされること。計画期間が3年間の場合は3%以上、計画期間が4年間の場合は4%以上の向上がなされること。

ii) 総売上高（注2）

当該事業者の総売上高について、計画開始時点と比較して、5年間の計画の場合、計画期間終了時点である5年後までに5%以上増加すること。計画期間が3年間の場合は3%以上、計画期間が4年間の場合は4%以上増加すること。

（注1） 以下、農林漁業者及び中小企業者の指標「付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計）」を総称して、「付加価値額指標」という。

（注2） 以下、農林漁業者の指標「農商工等連携事業計画に係る農林水産物の売上高」及び中小企業者の指標「総売上高」を総称して、「総売上高指標」という。

農商工等連携事業者は、農商工等連携事業計画の認定を受けることで、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）の特例や農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）の特例など農商工等連携促進法に基づく特例措置を活用することができるほか、平成29年度時点では、農林水産省所管の「6次産業化ネットワーク活動交付金（整備事業のうち事業者タイプ）」及び経済産業省所管の「ふるさと名物応援事業補助金（低未利用資源活用等農商工等連携支援事業）」（注）を活用することができる。

（注） 支援対象は、農商工等連携事業計画の認定を受けた代表者のうち中小企業者のみであり、平成30年度においては、「ふるさと名物応援事業補助金（農商工等連携事業）」となっている。

イ 農商工等連携事業計画の認定件数の推移等

農商工等連携事業計画の認定件数をみると、制度が開始された平成20年度以降、29年度末までに773件が認定されている。これを単年度ごとにみると、平成20年度には177件であったが29年度には41件にとどまるなど減少傾向にある。

農商工等連携促進法に基づく各種の特例措置の活用状況をみると、平成29年度末までの活用件数は60件となっている。また、農林水産省所管の「6次

産業化ネットワーク活動交付金（うち整備事業）」^(注)及び経済産業省所管の「ふるさと名物応援事業補助金（低未利用資源活用等農商工等連携支援事業）」^(注)の活用状況をみると、平成29年度末までの活用件数は合計で1,397件となっている。

(注) これらの前身となる補助金等を含む。

ウ 農商工等連携事業者への支援等の実施状況

農商工等連携基本方針では、農商工等連携事業計画の認定要件として経営指標が設定されているが、現状では、農林水産省及び経済産業省のいずれにおいても、全ての農商工等連携事業者の経営指標の進捗状況を定期的に把握していない。

なお、中小機構地域本部を中心に、農商工等連携事業計画の案件形成のための支援として相談対応及びブラッシュアップ支援が、認定後に係る支援としてフォローアップ支援が実施されている。中小機構では、当該フォローアップ支援を通じて、i) 四半期に1回、農商工等連携事業者のうち代表者（大半が中小企業者）の農商工等連携事業の進捗状況や課題、新商品・サービスの売上高等の情報、ii) 年度末に1回、農商工等連携事業者のうち協力の得られた代表者の全体の総売上高（総売上高指標に当たるもの）を把握するとともに、これら情報を経済産業省と共有している。一方、当該情報は農林水産省には共有されていない。

また、実地調査した地方農政局等からは、農商工等連携事業計画に取り組む農林漁業者に関し、十分な支援を実施できているかどうかも含めて情報が不足しているという意見が示されている。

これについて、農林水産省及び経済産業省では、中小機構が把握している農商工等連携事業に係る代表者の新商品・新サービスの売上高が順調に推移することを確認することで、経営指標も連動し順調に推移するものと考えられるとしている。しかし、実地調査結果では農業者及び中小企業者における直近5年間の農商工等連携事業の売上高若しくは利益又はその両方の推移の傾向に違いがあることを踏まえると、新商品・新サービスの売上高が順調に推移していることのみをもって、農商工等連携事業者の経営指標の達成状況を評価することは必ずしも適当ではないと考えられる。

エ 個々の農商工等連携事業者の取組状況等

当省のアンケート調査結果では、農商工等連携事業に取り組む農業者における、今後の農商工等連携事業の方向性等について、「縮小・撤退・連携解消」^(注1)としている事業者が24.1%（57/237事業者）となっている。このうち、その理由^(注2)を回答している事業者の44.7%（21/47事業者）が、連携先の中小企業者との問題を「縮小・撤退・連携解消」の理由であるとしている。

また、当省の実地調査においても、連携先との信頼関係に疑問を持ち、今

後連携を解消する予定であるとする農業者がみられる一方、i) 連携先の中小企業者と定期的に情報交換等を行うなど、良好な関係を築いた上で農商工等連携事業を実施しているとする農業者や、ii) 中小機構等による連携先の農業者との意思疎通のサポートを得つつ、農業者と良好な関係を維持しつつ事業を実施しているとする中小企業者もみられた。

なお、実地調査した 19 連携体^(注3)では、農商工等連携事業計画の共同申請者となっている農業者 12 事業者（実地調査で把握できなかった農業者及び中小企業者と農業者が同一である連携体を除く。以下「共同申請者である農業者」という。）のうち 10 事業者から、「農商工等連携事業の進捗状況、事業実施上の課題、今後の方向性等について、一緒に対応策を検討し、助言・アドバイスを受けることができる」などの理由により、連携先の中小企業者と専門機関の専門家等との 3 者以上の打合せ等を行うことが望ましいとの意見も示されている。

(注1) 「縮小・撤退・連携解消」とは、当省のアンケート調査で、農商工等連携事業者については、「縮小または連携を解消していく方向」又は「すでに連携を解消している」と回答した事業者を合計したものである。

(注2) 「縮小・撤退・連携解消」の理由について、自由記述により回答を求め、当該回答について当省で整理・分類したものである。

(注3) 連携体とは、農商工等連携事業の実施のために有機的に連携する農林漁業者及び中小企業者のことを指す。

オ 農商工等連携事業の効果の発現状況の把握結果

当省のアンケート調査結果により、農商工等連携事業に取り組む農業者における経営指標の達成状況をみると、以下のとおりである。

- ① 当省のアンケート調査結果によれば、経営指標の達成状況は約 2 割 (15.4%) となっている。
- ② また、平成 26 年度に農林水産省が農商工等連携事業者のうち農林漁業者に対して実施した調査（以下「平成 26 年度農林水産省調査」という。）及び 25 年度に経済産業省が全農商工等連携事業者に対して実施した「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律における施策の活用状況及び効果に関する調査」（以下「平成 25 年度経済産業省調査」という。）においても、経営指標の達成状況は同様の傾向となっている^(注)。

(注) これらの調査は、農商工等連携促進法附則第3条の規定に基づき、法施行後5年のタイミングを捉えて実施されたものであり、定期的に全ての農商工等連携事業者の経営指標の進捗状況を把握しているものではない。

5 補助金、助言等による支援の状況

本政策評価では、六次産業化・地産地消法、A-FIVE法及び農商工等連携促進法による制度的支援の状況のほか、支援の類型に着目し i) 補助金・交付金等による支援、ii) 助言による支援、iii) 地域ぐるみの6次産業化の取組等の状況につ

いて調査を実施した。その結果は、以下のとおりとなっている。

(1) 補助金・交付金等による支援の状況

ア 6次産業化事業に取り組む事業者における補助金・交付金等の活用状況等

国及び地方公共団体では、各種の補助金、交付金等（以下「補助金等」という。）により、6次産業化事業に取り組む事業者の支援を行っており、当省のアンケート調査結果によれば、約4割の事業者が6次産業化の取組において何らかの補助金等を活用したとしている。

また、当省のアンケート調査結果によれば、今後、行政機関等に求める支援として、「施設・機械の整備・調達に対する支援」、「補助金などの支援に関する情報提供」及び「販路の開拓や集客に対する支援」が上位を占めていることから、補助金等によるハード面及びソフト面の両面に係る支援のニーズは高いものと考えられる。

イ 補助金等の活用状況の傾向分析

当省のアンケート調査結果に基づき、補助金等の活用状況の傾向を分析したところ、以下のとおりとなっている。

- ① 6次産業化事業の事業規模別に補助金等の活用状況をみると、6次産業化事業の事業規模が大きくなるほど活用している事業者の割合が高く、事業規模が「100万円未満」の階層では23.8%（269/1,130事業者）である一方、事業規模が「1億円以上」の階層では75.4%（49/65事業者）である。
- ② 制度的支援別に補助金等の活用状況をみると、認定総合化事業者及びA-FIVE出資事業者では6割超であり、農商工等連携事業者では42.9%（91/212事業者）である。
- ③ 直近5年間で6次産業化事業による利益が出ている事業者の割合は、補助金等を活用したことがある事業者では61.7%（681/1,104事業者）である一方、活用したことがない事業者では58.1%（974/1,676事業者）である。
- ④ 直近5年間で6次産業化事業による売上高が増加傾向である事業者の割合は、補助金等を活用したことがある事業者では41.0%（460/1,123事業者）である一方、活用したことがない事業者では24.4%（421/1,726事業者）である。

ウ 国の各種補助金等に関する都道府県等からの意見・要望等

実地調査した都道府県等から、広く6次産業化の取組に活用可能な国の補助金等の使い勝手や改善してほしい点について意見・要望を聴取したところ、6次産業化事業に係る主な補助金等である農林水産省所管の「6次産業化ネットワーク活動交付金」(注)に関する意見が多く示され、その内容として、i) 交付時期の改善（交付金申請から交付までの期間短縮）、ii) 交付対象経費の拡充（販路開拓のための市場調査等への補助範囲の拡大）、iii) 申請の事

務手続簡素化などが挙げられている。

(注) 当省の実地調査時点(平成29年度)での交付金で25年度から29年度まで設けられていたものであり、30年度以降は「食料産業・6次産業化交付金のうち「加工・直売」として設けられている。

エ 地方公共団体における独自の補助金等

実地調査した都道府県及び市町村では、国の補助対象となりにくい小規模事業者の取組を補完的に支援するため、農林水産省所管の「6次産業化ネットワーク活動交付金(整備事業のうち事業者タイプ等)」では補助対象とならない農林漁業者個人についても補助対象とするなど、6次産業化の取組の推進に向けて地域の実情にあった独自の補助金等による支援を実施しているものもみられた。

(2) 助言による支援の状況

ア 行政機関及び民間機関の助言の活用状況及び有用度

当省のアンケート調査結果により、6次産業化事業に取り組む事業者が、その実施に当たり活用したSC、都道府県、市区町村、金融機関等による助言に対する有用度(注)の評価をみると、その大半の機関について「有用」とする意見が7割を超えるなど、事業者の課題の解決の一助となっていることがうかがえる。

しかし、前述第3-2-(2)のとおり、事業開始後においては、行政機関や民間機関の支援を活用する事業者の割合が低下する一方で、課題に「対応できなかった」とする事業者の割合が上昇している。このような実態に鑑みると、事業者において、直面する課題への対応として、行政機関や民間機関による支援を必ずしも十分に活用できていない可能性も考えられる。

(注) 「有用」とは、当省のアンケート調査で、「役に立った」又は「ある程度役に立った」と回答した事業者を合計したものであり、「有用とはいえない」とは、「あまり役に立たなかった」又は「役に立たなかった」と回答した事業者を合計したものである。以下、アンケート調査結果に基づく「行政機関及び民間機関の助言の有用度」に関する記載において同じ。

イ SC事業の実施状況等

(ア) 制度の概要等

農林水産省は、農林漁業者の6次産業化や農商工等連携等の課題の解決を支援するため、総合化基本方針に基づき、平成23年度から全国に6次産業化に関する相談窓口であるSCを設置する事業を実施している。

具体的には、中央段階に中央SCを、都道府県段階に都道府県SCを、それぞれ設置し、農林水産物の生産・加工、商品開発、マーケティング、経営管理、関連する法律制度等に関する知識や経験を有する民間等の専門家を6次産業化プランナー(以下「プランナー」という。)として登録した上で、農林漁業者から6次産業化、農商工等連携等の相談を受けた場合、必要に

応じてプランナーを派遣するなどして、各種課題の解決を支援している。

(イ) SCの活用状況及び有用度

当省のアンケート調査結果では、事業開始時又は開始後に直面した課題への対応のためにSCを活用した事業者は18.9%（225/1,189事業者）となっている。これを制度的支援別の活用割合で見ると、認定総合化事業者では67.8%（145/214事業者）となっているのに対して、A-FIVE出資事業者では7.1%（2/28事業者）、農商工等連携事業者では16.8%（17/101事業者）、非認定事業者では7.2%（61/846事業者）となっており、認定総合化事業者以外の事業者における活用は低調な状況となっている。

また、SCを活用した225事業者についてSCによる助言の有用度について問うたところ、「有用」としている事業者は、81.8%（184/225事業者）となっている。これを制度的支援別にみると、認定総合化事業者では89.7%（130/145事業者）、A-FIVE出資事業者では100%（2/2事業者）、農商工等連携事業者では82.4%（14/17事業者）、非認定事業者では62.3%（38/61事業者）となっており、SCによる支援は事業者からは一定の評価を得ているものと考えられる。

(ウ) SC事業における空白期間

SC事業は、平成30年度は「6次産業化サポート事業実施要領」（平成30年3月29日付け29食産第5447号）に基づき、交付決定者（地方農政局長等）の補助金の交付決定により実施することとされている。ただし、事業実施主体（都道府県）は交付決定前着し届を事業承認者（地方農政局長等）に提出すれば、当該交付決定前にSC事業に着手することが可能であるとされている。

実地調査した25都道府県SCにおける、平成28年度事業終了日及び29年度事業開始日並びに29年度事業終了日及び30年度事業開始日についてみると、それぞれ9都道府県SCにおいて、前年度の事業終了日と当年度の事業開始日との間が30日以上の間が生じている例がみられた。また、前年度の事業終了日から当年度の事業開始日までの間、支援の「空白期間」（以下、単に「空白期間」という。）が生じたことにより、プランナーの派遣ができないなどの支障が生じている例もみられた。

空白期間が生じている実務上の原因としては、i) 地方農政局等と都道府県との事務手続に一定の期間を要すること、ii) SC事業を委託している場合、公募や契約等の委託に係る手続に一定の期間を要することが考えられる。

ウ 地方公共団体における独自の支援

6次産業化の取組に対する助言による支援については、SC事業以外に、地

方公共団体において、地域に根ざした独自の取組が行われているものもある。

(3) 地域ぐるみの6次産業化の取組等の状況

ア 農林水産省における地域ぐるみの6次産業化への支援状況

地域の農林水産物等の資源を活用した6次産業化の取組について、これを個々の取組から地域全体の取組に拡大・発展させ、ひいては地域の活性化につなげていくためには、農林漁業者、農林漁業者団体、商工業者、商工業者団体のみならず、都道府県及び市町村を始めとした、金融機関、国の行政機関などの地域の関係機関等が、有機的に連携し、必要な支援を行うこと、いわば地域ぐるみで総合的に6次産業化の取組を行うことも重要である。

こうした観点から、「食料・農業・農村基本計画」や総合化基本方針では、6次産業化等を地域ぐるみで推進するため、関係機関により構成される6次産業化・地産地消推進協議会の設置・活用や地域の6次産業化戦略等（以下、都道府県が策定する6次産業化戦略等を「都道府県戦略」、市町村が策定する6次産業化戦略等を「市町村戦略」という。）の策定を促進することとされている。

これを受け、農林水産省では、6次産業化ネットワーク活動交付金（うち支援体制整備事業）^(注)等により、都道府県及び市町村における6次産業化・地産地消推進協議会の設置や地域の6次産業化戦略の策定等に対する支援を行っている。

^(注) 平成30年度からは、「食料産業・6次産業化交付金（うち加工・直売の支援体制整備事業）」となっている。

イ 都道府県戦略及び市町村戦略の策定状況

都道府県戦略及び市町村戦略の策定状況をみると、平成30年3月末時点で、i) 都道府県では95.7% (45/47都道府県)、ii) 市町村では7.6% (131/1,724市町村)^(注)となっており、特に市町村戦略の策定が進んでいない状況がうかがえる。これについて実地調査した地方農政局等からは、i) 市町村が戦略策定の必要性を感じていない、ii) 6次産業化と関連する計画・戦略（農業振興計画、食育・地産地消推進計画等）があり、これらで6次産業化の取組方針も定められている、iii) 市町村の体制が整わない、といった事情が挙げられている。

^(注) 市町村数は、「政府統計の総合窓口e-Stat」による（平成30年3月末時点）。

ウ 地方公共団体等による地域ぐるみの6次産業化の取組の状況

実地調査した地方公共団体や事業者の中には、農林漁業者、農林漁業者団体、商工業者、商工業者団体のみならず、都道府県及び市町村を始めとした、金融機関などの地域の関係機関等が、有機的に連携し、6次産業化の取組を行っている例もみられた。

第4 評価の結果及び勧告

1 評価の結果

(1) 農林漁業の6次産業化の推進状況

農林漁業の6次産業化の推進については、各種の政府方針において「6次産業化の市場規模を2020年度に10兆円とする」ことが政府目標（KPI）として設定されている。

この政府目標（KPI）の進捗状況をみると、平成25年度の4.7兆円から28年度の6.3兆円へと毎年度増加している。

これらのことを踏まえると、農林漁業の6次産業化については一層の推進に向け更なる取組が求められるものの、これまでの取組の結果、その市場規模は拡大基調にあり、一定の進捗が図られているといえる。

(2) 6次産業化事業の取組状況・課題等（アンケート調査結果）

ア 6次産業化事業の進捗が順調と考えられる事業者の属性

当省のアンケート調査結果を基に、6次産業化事業の進捗が順調と考えられる事業者の属性を分析したところ、以下のような傾向がみられた。

- ① 6次産業化事業の事業規模が大きいほど、当該事業の進捗が順調と考えられる事業者の割合が高い。
- ② 6次産業化事業の事業数が多い（多角化が進展している）ほど、当該事業の進捗が順調と考えられる事業者の割合が高い。
- ③ 6次産業化事業の進捗が順調と考えられる事業者においては、新たな事業展開として「海外への輸出」への参入が進展しつつある。

イ 大規模化・多角化の促進

これらの結果を踏まえると、農林漁業の6次産業化の推進を図るに当たっては、取り組む6次産業化事業の大規模化・多角化を促していくことが有効であると考えられる。このほか、アンケート調査時点においては取り組んでいる事業者数が少なく取組拡大の余地が大きいと考えられる「海外への輸出」に取り組む事業者の増加を通じて、国内市場のみならず海外市場も含めた展開を推進していくことも有効であると考えられる。

また、6次産業化事業の大規模化・多角化に積極的に取り組もうとする事業者においては、新たな事業展開に当たり経営基盤の強化に資する支援が重要になるものと考えられる。すなわち、生産物や加工品等の増産のための「施設・機械の整備・調達」、これらを販売するための「販路の開拓」、それらの経営展開が軌道に乗るまでの間の「資金」に対する支援のニーズが、6次産業化の今後の取組の方向性として「拡大意向」とする事業者で特に高い割合となっていることは、かかる重要性を裏付けるものと考えられる。

ウ 6次産業化事業により経営改善を図る事業者の拡大

一方で、6次産業化事業に取り組むことで経営改善を図る事業者を拡大していくこともまた重要である。我が国の農林漁業を取り巻く状況をみれば、その担い手は減少し高齢化が進展するなど多くの課題を抱えている状況にある。こうした状況を転換し、農林漁業を成長産業とするために6次産業化の推進が展開されているところであり、6次産業化事業に取り組むことで経営改善を図ることは、そうした課題の解決に向けた取組策の一つとなり得る。なお、事業者が6次産業化事業の取組の開始直後から、経営基盤が脆弱なままに大規模化・多角化を図ることは困難であると考えられることから、事業者の規模に応じた取組を行い、経営改善を図っていくことが重要である。

当省のアンケート調査結果によれば、未参入者のうち約15%が、今後6次産業化事業の取組意向があるとしている。しかし、具体的な行動を始めている事業者は、そのうちの約1割(未参入者全体に占める割合でみると約1.8%)にとどまっている。こうした潜在的な事業者をいかにして6次産業化事業の取組に導くかが重要な課題であるといえる。

エ 事業化への不安の解消

また、6次産業化事業の取組意向はあるものの具体的な行動にまで至っていない事業者は、その理由として、「資金不足」、「技術・ノウハウの不足」、「事業化に不安」などを挙げている。この点に関し、現在6次産業化事業に取り組中の事業者が、事業開始時又は開始後に直面した課題に対して、行政機関等による支援を十分に活用しないまま、「自ら対応」としている場合が多い現状に鑑みれば、「資金不足」や「技術・ノウハウの不足」を理由に6次産業化事業の取組に踏み出せていない事業者に対して、農林水産省やSC、中小機構といった各種の機関による既存の補助金や助言などの支援の活用を促すことがその解決策の一つとなり得ると考えられる。一方で、今後、行政機関等に求める支援として補助金などの支援に関する情報を求める事業者が多いこと、認定総合化事業者以外の事業者においてSCの活用が低調であること等の現状を踏まえると、未参入者も含めた多様な事業者がこうした支援策を有効に活用できるようにするための情報発信等に努める必要がある。

さらに、これまで農業生産のみに従事してきた事業者が、「農産物の加工」や「消費者に直接販売」といった新たな事業展開・事業経営に当たって不安を持つことは必然的である中、6次産業化事業に取り組むことで経営の改善を図る事業者を拡大していく上では、こうした「事業化への不安」を持つ事業者の懸念を解消し、実際の取組につなげていくことが重要である。そのためには、例えば、6次産業化事業の成功事例、事業開始時又は開始後に直面する課題に対する支援策等の経営の安定化に資する情報が当該事業者の抱える課題に応じて提供されることが望ましい。

(3) 農林漁業の6次産業化の取組に対する制度的支援

ア 農林漁業の6次産業化に係る各種法律に基づく制度的支援の概観（アンケート調査結果）

農林漁業の6次産業化の促進を図ることを目的として、六次産業化・地産地消費を始めとする各種の法律に基づく複数の制度的な支援措置が講じられている。当省のアンケート調査結果により、こうした制度的な支援措置を活用する事業者等における取組状況を把握・分析したところ、以下のような傾向がみられた。

- ① 認定総合化事業者では、6次産業化事業の進捗が順調と考えられる事業者の割合が高く、一定の取組効果が発現している。
- ② A-FIVE出資事業者では、6次産業化事業の進捗が順調と考えられる事業者の割合は低く、取組効果が十分に発現していない。ただし、本制度では当初から15年程度の長期の事業計画を見込んでいることから、事業開始から5年程度での利益の発生は十分とはいえないものの、売上高が増加傾向の事業者の割合が6割超と高いといった現時点での状況を踏まえれば、長期的な視点での評価が求められるため、今後の取組を注視する必要がある。
- ③ 農商工等連携事業に取り組む農業者では、6次産業化事業の進捗が順調と考えられる事業者の割合は低く、取組効果が十分に発現していない。

イ 六次産業化・地産地消費に基づく取組状況・課題等

(7) 総合化事業の効果の発現状況

分析対象事業者全体における以下の2指標の状況をみると、総合化事業に取り組むことで、全体としては総合化事業の売上高及び経営全体の所得の向上が図られており、総合化事業の取組による一定の効果が発現しているといえる。

- ① 総合化事業の売上高については、分析対象事業者全体における総合化事業計画の開始時点から終了時点までの増加率（32.3%）は、農業及び漁業の6次産業化に取り組む事業者全体の年間販売金額（農業生産関連事業及び漁業生産関連事業の合計）の増加率（17.3%）（平成24年度から28年度までの5年間）よりも高くなっている。
- ② 経営全体の所得については、分析対象事業者全体における総合化事業計画の開始時点から終了時点までの増加率（46.5%）は、農業者全体の所得（生産農業所得）の増加率（27.1%）（平成24年から28年までの5年間）よりも高くなっている。

他方、個々の分析対象事業者について、総合化事業計画の開始時点から終了時点までにおける総合化事業の売上高及び経営全体の所得の各指標の達成状況をみると、分析対象事業者のうち、いずれの指標とも達成して

いる者は29.9%（239/800事業者）にとどまる。

また、これらの各指標について、総合化事業の規模別にみると、以下のとおり、その効果の発現状況に差異がみられた。

- ① 総合化事業の売上高の指標の達成状況をみると、総合化事業の規模が小さい事業者ほど達成している者の割合が高くなっている。また、総合化事業計画の開始時点から終了時点までの増加率の中央値は、総合化事業の規模が小さい事業者ほど高く、総合化事業の規模が「100万円未満」の階層では269.2%と、顕著に高くなっている。
- ② 経営全体の所得の指標の達成状況をみると、総合化事業の規模が大きい事業者ほど高くなる傾向がみられる。また、総合化事業計画の開始時点に比べ終了時点で増加している者の割合及び総合化事業計画の終了時点で黒字となっている者の割合が、総合化事業の規模が大きい事業者ほど高くなっている。
- ③ いずれの指標とも達成している事業者の割合は、総合化事業の規模が大きい事業者ほど高くなる傾向がみられ、総合化事業の規模が「100万円未満」の階層では22.4%（26/116事業者）であるのに対し、「1億円以上」の階層では36.4%（36/99事業者）となっている。

(イ) 今後の課題

当省の調査結果を踏まえると、総合化事業における今後の課題としては、以下の点が挙げられる。

① 総合化基本方針に定められた指標の達成率が低調

分析対象事業者において、総合化事業計画の認定要件である、総合化事業の売上高及び経営全体の所得の指標をいずれも達成している事業者は約3割にとどまる。

このような状況を踏まえると、総合化事業の目的である農林漁業経営の改善を図るためには、農林水産省において、総合化事業計画の終了時点における指標の達成状況の確認及びその原因・理由の分析の充実を図り、その分析結果に基づき、今後のフォローアップ調査や支援策の企画・立案に活用する必要がある。

② 総合化事業の規模に応じた支援の検討

総合化事業は、全体としては総合化事業の売上高及び経営全体の所得の向上が図られており、一定の効果が発現していると認められるものの、総合化事業の規模別にみると効果の発現状況に差異がみられる。

特に、総合化事業の規模が小さい事業者では、総合化事業の売上高については大きく増加が図られているものの、経営全体の所得の増加及び黒字化については総合化事業の規模が大きい事業者に比べ効果が発現していない。

このような状況を踏まえると、各事業者における総合化事業の規模に応じた効果的な支援を行うことが望ましい。

ウ A-FIVE 法に基づく取組状況・課題等

(ア) A-FIVE 出資事業者における効果の発現状況

「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に基づき、個別案件のKPIの進捗状況、並びに当省のアンケート調査結果及び実地調査結果に基づき、A-FIVE出資事業者における効果の発現状況をみると、以下のとおり、6次産業化事業の売上高の増加及び雇用の増加については一定程度効果が発現しているが、利益の発生については現時点では十分な効果が発現しているとはいえない。なお、利益の発生については、前述のとおり今後の取組を注視する必要がある。

- ① 個別案件のKPIの進捗状況では、売上高及び雇用が拡大しているA-FIVE出資事業者が9割を超えている。
- ② 当省のアンケート調査結果によると、利益が出ているA-FIVE出資事業者は3割未満となっている。なお、実地調査したA-FIVE出資事業者からは、利益が出ていない理由の一つに初期投資及びその回収に伴う負担が赤字の要因であり、今後、赤字解消が見込まれるなどの意見が示されている。

(イ) 今後の課題

当省の実地調査結果を踏まえると、サブファンドにおいては出資案件組成に苦慮している状況がうかがえる中、出資案件組成を進める上での課題として、以下の点が挙げられる。

① サブファンドによる出資決定に関する機動性及び主体性の確保

実地調査したサブファンドからは、A-FIVEが出資決定に当たり必要な出資同意に際して、サブファンドに対して行う確認について、i) 出資予定先の近隣同業者の販売実績値等の疎明資料を求められるといった対応が困難な確認事項がある、ii) 資料提出等に係る負担が過多であることによって、審査が長期化している、iii) 出資同意を行うA-FIVEが実質的な出資決定権限を有しているためGPとしての主体的な出資決定が困難である、といった意見が示されている。

このうち上記ii)については、A-FIVEでは、サブファンドとは異なる認識をしており、例えば、審査が長期化した理由として、出資を受けようとする農林漁業者が作成した事業計画の内容が不十分であったこと、関係法令に基づく各種調整に時間を要したこと等が理由であるとしている。

また、iii)については、A-FIVEでは、出資拡大に向けた取組として、過

去の実績等を踏まえたサブファンドへの案件組成審査の一部委任等を行っているとしている。A-FIVEは、案件組成審査の一部委任とは、出資同意に係るA-FIVEの検証作業をサブファンドに一部委任し、サブファンドによる主体的な案件組成審査を促すことにより、GPとしての機動的かつ主体的な出資決定が実現され、出資拡大が図られるものとしている。一方、実際に一部委任を受けたサブファンドからは、従来A-FIVEが作成していた書類を作成することに終始し、サブファンドの事務負担が増加しただけであるといった意見も示されている。

このように、A-FIVEとサブファンドの間には案件組成審査に関する認識の違いがみられ、これが出資案件組成が促進されない一因となっている可能性が考えられる。このため、A-FIVEにおいては、サブファンドによる機動的かつ主体的な出資決定の実現により、出資案件組成の促進が図られるよう、サブファンドとの案件組成審査に係る適切な役割分担や認識共有などによる連携の強化を図ることや、案件組成審査の一部委任の促進等の案件組成審査の在り方について、更なる検討を行うことが必要である。

② 月次モニタリング報告の在り方

i) A-FIVE 出資事業者及びサブファンドにおける事務負担の状況

月次モニタリング報告に関する事務負担については、実地調査したA-FIVE出資事業者16事業者のうち8事業者から負担感はないとの意見が示されている一方、7事業者からは負担があるとの意見が示されている。負担感なしと回答した事業者からは、i)月次モニタリング報告は経営状況を客観的に分析できることから有益と考えている、ii)月1回程度で特に大きな負担はない等の意見が示されている。また、負担感ありと回答した事業者からは、i)月次モニタリング報告の作成が事務的かつ経済的な負担となっている、ii)現在の経営状況は順調で、A-FIVEが常時監視をしておく状況にない等の意見が示されている。

また、実地調査した18サブファンドのうち、13サブファンドが負担軽減の余地があるのではないかとしており、この中には、月次モニタリング報告に係る事務が負担となっており、出資案件組成を阻害しているとの意見を示したサブファンドもある。また、9サブファンドからは、A-FIVE出資事業者の経営状況や出資時の事業リスクの評価等に応じた提出書類の一部省略等の弾力的な運用を求める意見が示されており、8サブファンドからは提出資料の省略・簡素化の意見が示されており、このうち複数のサブファンドからは、月次モニタリング報告で提出を求める資料の中には、i)他の資料で確認できる資料が含まれている、ii)出資先の状況を勘案すれば、現在の頻度で求める必

要はないとの意見が示されている。

一方、負担の軽減の必要性はないとする3サブファンドからは、ファンドを管理・運営するGPが出資先の収支や資金繰りの状況を把握しておくのは当然の業務であり、月次モニタリング報告はその把握結果をA-FIVEに情報提供しているにすぎず、負担の軽減の必要はない等の意見が示されている。

ii) A-FIVE の意見

A-FIVEでは、現在報告を求めている月次モニタリング報告の内容は、LPとして出資先の経営状況を確認する上で最低限必要となるものを求めているとしている。本来、出資先の経営状況のチェックはGPが行う業務であるが、その習熟度等に応じて、A-FIVEがモニタリングの支援・サポートをする場合もあるとしている。

また、当省がサブファンドから把握した提出不要等ではないかとしている具体的な資料の必要性に関しては、例えば、「各月末における出資先名義の全ての金融機関口座の残高が記載された書面（通帳等）」については、サブファンドでは他の資料で確認ができるため徴求不要としているが、A-FIVEでは、当該資料は資金管理の原点となるものであり、今後も必要に応じて徴求するべきものであるとしている。また、「月次の合計残高試算表及び月次資金繰表（予算と実績）」や「予算と実績の差異に関する報告書」については、将来的にA-FIVE出資事業者の経営基盤が強化されれば、報告頻度の緩和は当然考えられるとしている。

iii) 財務省の財政制度等審議会からの指摘

月次モニタリング報告等を通じたモニタリングに関しては、財務省の財政制度等審議会（財政投融资分科会）において、A-FIVEについては、平成27年度決算から減損処理が生じており、その金額・割合ともに増加傾向であることを踏まえ、産業投資特別会計からの出資を保全する観点から、収益性を損なわないよう、モニタリングの適切な実施等が求められているところである。

iv) 月次モニタリング報告に係る当省の意見

上記 i) ～ iii) を踏まえると、モニタリングに関しては、簡素化を求める意見がある一方で、A-FIVEの収益性確保の観点等からより厳格な実施を求める意見もある等、様々な意見があることがうかがえる。そのような中で、A-FIVEにおいては、A-FIVE出資事業者に対するモニタリングの在り方に関して、サブファンドとの役割分担を含め、必ずしも十分な検討が行われていないと見受けられる部分がある。

例えば、「各月末における出資先名義の全ての金融機関口座の残高が記載された書面（通帳等）」について、資金管理の原点となるもので

あり、今後も必要に応じて徴求すべきものとしているが、かかる必要性を考慮するとともに、A-FIVE出資事業者の経営状況や出資時の事業リスクの評価等に応じた弾力的な運用を求めるサブファンドの意見は傾聴に値する。

また、事業者の不正等防止を徹底させる観点からは、A-FIVE出資事業者自身の内部統制体制の整備・充実を図るなど、他の方策も検討に値する。

さらに、サブファンドのモニタリング体制の強化を図り、現在A-FIVEが実施している当該書面の確認作業をサブファンドに委ねつつ、A-FIVEにおいては、その分の余剰リソースを喫緊の課題である出資案件組成の強化に充当するなどの方策も想定し得る。

したがって、A-FIVEにおいては、A-FIVE出資事業者に対するモニタリングに関して現在行っている個々の行為の必要性も含め、A-FIVE、サブファンド及びA-FIVE出資事業者の間の適切な役割分担の在り方について不断に見直し、より効率的かつ機能的な業務運営を行うことが望ましいと考えられる。

以上を踏まえると、A-FIVEにおいては、農林漁業成長産業化ファンド全体の収益性の確保を図るために必要なモニタリングを適切に実施する一方、サブファンドから徴求不要との意見が示されている「各月末における出資先名義の全ての金融機関口座の残高が記載された書面（通帳等）」等の必要性についての再検討を含め、A-FIVE出資事業者に対するモニタリングの在り方を総合的に検討することが必要である。

エ 農商工等連携促進法に基づく取組状況・課題等

(7) 農商工等連携事業の効果の発現状況

当省のアンケート調査結果等により農商工等連携事業に取り組む農林漁業者における効果の発現状況をみると、以下のとおり、農商工等連携事業の取組による効果が十分に発現しているとはいえない。

- ① 当省のアンケート調査結果によると、農商工等連携事業に取り組む農業者における経営指標の達成状況は2割に満たない状況である。また、平成26年度農林水産省調査及び平成25年度経済産業省調査に基づき、農商工等連携事業に取り組む農林漁業者全体における経営指標の達成状況をみると、同様の傾向である。
- ② 前述のとおり、当省のアンケート調査結果によると、6次産業化事業の進捗が順調と考えられる農商工等連携事業に取り組む農業者の割合が他と比較して低い。

(イ) 今後の課題

当省の調査結果を踏まえると、農商工等連携事業における今後の課題として以下の点が挙げられる。

① 経営指標の進捗状況等の把握

i) 経営指標の進捗状況の把握

現状、中小機構のフォローアップ支援を通じて行う進捗状況の把握では、年度末に1回、農商工等連携事業者のうち協力の得られた代表者の全体の総売上高（総売上高指標に当たるもの）を把握しているが、農林水産省、経済産業省等の関係機関のいずれにおいても、全ての農商工等連携事業者の経営指標の進捗状況を定期的に把握していない。

これについて、農林水産省及び経済産業省では、中小機構が把握している農商工等連携事業に係る代表者の新商品・新サービスの売上高が順調に推移することを確認することで、経営指標も連動し順調に推移するものと考えられるとしている。しかし、実地調査結果では農業者及び中小企業者における直近5年間の農商工等連携事業の売上高又は利益若しくはその両方の推移の傾向に違いがあることを踏まえると、新商品・新サービスの売上高が順調に推移していることのみをもって、農商工等連携事業者の経営指標の達成状況を評価することは必ずしも適当ではないと考えられる。

ii) 農商工等連携事業者が抱える課題、支援ニーズ等の把握

中小機構では、四半期に1回、農商工等連携事業者のうち代表者に対して農商工等連携事業の進捗状況や課題、新商品・新サービスの売上高等について、フォローアップ支援を通じて、これらの状況を把握している。また、農商工等連携事業が経営・事業全般に与える影響を確認するため、年度末に1回、農商工等連携事業者のうち協力の得られた代表者の経営全体の売上高、経常利益及び従業員数を把握している。

一方、中小機構が行う進捗状況の把握対象者は代表者（大半が中小企業者）のみであることから、農林漁業者が中小機構による進捗状況の把握対象者となることはほとんどないものと考えられる。

これらのことから、農商工等連携事業者に係る現状の把握は十分とはいえ、農商工等連携事業の施策の効果を把握・分析し、当該分析結果を踏まえた農商工等連携事業者に対する効果的な支援を実施するために、農林水産省、経済産業省等の関係機関による個々の農商工等連携事業者における経営指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズ等の定期的な把握を行うことが必要である。

② 農林漁業者への支援に向けた関係機関における情報共有

現状、農商工等連携事業者のうち代表者の農商工等連携事業の進捗状

況や課題、新商品・新サービスの売上高等の情報については、中小機構が把握しており、当該情報を経済産業省と共有している。一方、当該情報は農林水産省には共有されていない。

また、実地調査した地方農政局等からは、農商工等連携事業計画に取り組む農林漁業者に関し、十分な支援を実施できているかどうかも含めて情報が不足しているという意見が示されている。

以上を踏まえると、農商工等連携事業者に対する効果的な支援を行うため、地方農政局等、経済産業局等、都道府県、都道府県SCなどの関係機関による情報共有が必要である。

③ 連携体の良好な関係性の維持

当省のアンケート調査結果では、農商工等連携事業者（農業者）における今後の農商工等連携事業の方向性等について、「縮小・撤退・連携解消」としている事業者が2割超となっており、このうち、4割超がその理由について、連携先の中小企業者との問題としている。

また、当省の実地調査結果においても、連携先との信頼関係に疑問を持ち、今後連携を解消する予定であるとする農業者がみられる一方、i) 連携先の中小企業者と定期的に情報交換等を行うなど、良好な関係を築いた上で農商工等連携事業を実施しているとする農業者や、ii) 中小機構等による連携先の農業者との意思疎通のサポートを得つつ、農業者と良好な関係を維持しつつ事業を実施しているとする中小企業者もみられた。

なお、実地調査結果では、農商工等連携事業の共同申請者である農業者から、「農商工等連携事業の進捗状況、事業実施上の課題、今後の方向性等について、一緒に対応策を検討し、助言・アドバイスを受けることができる」などの理由から、連携先の中小企業者と専門機関の専門家等との3者以上の打合せ等を行うことが望ましいとの意見も示されており、こうした意見も参考にした対応も検討の余地があるのではないかと考えられる。

オ 補助金・助言等による支援の状況

(ア) 補助金・交付金等による支援の状況

国及び地方公共団体では、各種の補助金等により、6次産業化事業に取り組む事業者の支援を行っており、当省のアンケート調査結果でも、約4割が6次産業化の取組において何らかの補助金等を活用している。

また、当省のアンケート調査結果において、今後充実・改善を求める行政機関等の支援について、「施設・機械の整備・調達に対する支援」、「販路の開拓や集客に対する支援」とともに、「補助金などの支援に関する情報提供」が上位を占めているように、6次産業化の取組の推進のためには、

引き続き、国及び地方公共団体の補助金等による資金面での支援も必要となる。

なお、都道府県等からは、国の補助金等に関する意見・要望も多数示されていることから、これらを踏まえ6次産業化に取り組む事業者が活用しやすいように不断の見直しを継続していくことが望まれる。

(イ) 助言による支援の状況

当省のアンケート調査結果では、SCによる助言について、SCを利用した農業者からは一定の評価が得られているものの、認定総合化事業者以外の事業者の活用は低調となっている。

このため、6次産業化事業に取り組む事業者が直面する課題の解決促進を図る上で、認定総合化事業者以外の事業者に対しても、特に6次産業化の取組の意欲のある者に対しては、SCの積極的な活用を促進する余地があるものと考えられる。

また、実地調査した25都道府県SCのうち9都道府県SCにおいて、前年度の事業終了日と当年度の事業開始日との間に30日以上の間が生じている例がみられ、こうした空白期間が生じたことにより、プランナーの派遣ができないなどの支障が生じている例もみられた。

このため、事業者が6次産業化事業に安定的に取り組めるよう、都道府県SCの域内における農林漁業者のニーズに応じた空白期間の縮小により、継続的な支援を行うことが必要である。

(ウ) 地域ぐるみの6次産業化の取組の状況

食料・農業・農村基本計画や総合化基本方針では、6次産業化等を地域ぐるみで推進するため、関係機関により構成される6次産業化・地産地消推進協議会の設置・活用や地域の6次産業化戦略等の策定を促進することとされているが、都道府県戦略と比較して市町村戦略の策定が進んでいない。

これについて実地調査した地方農政局等からは、i) 市町村が戦略策定の必要性を感じていない、ii) 6次産業化と関連する計画・戦略（農業振興計画、食育・地産地消推進計画等）があり、これらで6次産業化の取組方針も定められている、iii) 市町村の体制が整わない、といった事情が挙げられている。

6次産業化戦略等の策定は、管内の農林水産業の状況を踏まえた上で地方公共団体が自主的に判断して行うべきものであるが、6次産業化の推進が農林水産業振興のための重要な取組の一つと位置付けられていることを踏まえると、多くの市町村において、6次産業化戦略等の策定及びそれに基づく6次産業化の実施に向けた取組が行われることが望ましい。

2 勧告

(1) 総合化事業計画及び都道府県 SC 事業関係

農林水産省は、農林漁業経営の改善を図る観点から、認定総合化事業者等への効果的な支援を行うため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 総合化事業計画の終了時点における指標の達成状況の確認及びその原因・理由の分析の充実を図り、その分析結果を今後のフォローアップ調査や SC 事業などの支援策に関する企画・立案に活用すること。
- ② 都道府県 SC については、域内における農林漁業者のニーズに応じたできる限り切れ目のないきめ細かな支援が可能となるよう、空白期間の縮小を図ること。

(2) A-FIVE 出資関係

農林水産省は、農林漁業成長産業化ファンドにおいて収益性を確保しつつ、投資に見合いかつ成長の見込まれる出資案件組成の促進を図る観点から、A-FIVE に対し、以下の検討を促す必要がある。

- ① GP による機動的かつ主体的な出資決定の実現に資するよう、サブファンドとの連携の強化を図ること及び案件組成審査の一部委任の促進等の案件組成審査の在り方
- ② 月次モニタリング報告等を通じた A-FIVE 出資事業者に対するモニタリングの在り方

(3) 農商工等連携事業計画関係

農林水産省及び経済産業省は、農林漁業者の経営改善及び中小企業者の経営の向上を図る観点から、農商工等連携事業の効果を把握・分析し、効果的な支援を行うため、以下に係る情報について、それぞれ定期的に把握した上で、関係機関が共有する仕組みを検討し、構築する必要がある。

- ① 農林水産省は、農商工等連携事業に取り組む農林漁業者の経営指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズ等
- ② 経済産業省は、農商工等連携事業に取り組む中小企業者等に関して、現在おおむね把握している総売上高指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズに加え、付加価値額指標の進捗状況等